

まち

輝く未来へ...みんなで創る希望の都市

坂井市まちづくり計画



平成 17 年 3 月

三国町・丸岡町・春江町・坂井町

坂井郡四町合併協議会

平成 27 年 12 月変更 坂井市

坂井市まちづくり計画 目次

序章	1		
1. 計画策定の意義と必要性	1		
(1) 計画の意義と目的	1 / (2) 計画の構成	1 / (3) 計画の期間	1
2. 住民を取り巻く状況と求められる対応	2		
(1) 地方分権の推進	2 / (2) 少子高齢社会の進展	3 /	
(3) 住民主体のまちづくり	4 / (4) 日常生活圏の拡大	4 /	
(5) 厳しい財政状況	4		
第1章 新市の特性と課題	5		
1. 地域の概要	5		
(1) 位置及び地勢	5 / (2) 沿革	6 /	
(3) 人口	7 / (4) 地域の結びつき	8 /	
(5) 産業	10 / (6) 観光	12	
2. 地域資源と特性	13		
3. まちづくりの課題	17		
(1) 現状からみた課題	17 / (2) 住民アンケートの結果からみた課題	19	
第2章 合併の効果	23		
1. まちづくりからみた効果	23		
2. 財政上の視点からみた効果	25		
第3章 新市まちづくりの基本目標	26		
1. 新市まちづくりの基本方針	26		
(1) まちづくりの基本理念	26		
(2) 新市の将来都市像	28		
2. 新市まちづくりの基本目標	29		
3. ゾーン別まちづくり方針	32		
4. 主要指標の見通し	35		

第4章 新市まちづくりの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

- 1. まちづくりの基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - (1)住民とともに育むまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (2)多様な都市活動を支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (3)地域の活力を創造するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (4)安全で快適な暮らしを支えるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - (5)美しい自然と共生するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - (6)誰もが笑顔で暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
 - (7)生涯を通じて学び・育つまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (8)地域全体でもてなすまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2. 協働のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - (1)地域自治の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - (2)住民参加の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第5章 新市における県事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第6章 新市まちづくり重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

- 1. 協働のまちづくりプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2. 新市一体化プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 3. 新市活力創造プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 4. 新市健康福祉増進プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 5. 次世代人材育成プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第7章 公共的施設の統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第8章 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

参 考 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

序章

1. 計画策定の意義と必要性

(1) 計画の意義と目的

福井県の北部、九頭竜川右岸地域の坂井平野に位置する三国町、丸岡町、春江町、坂井町の4町は、地理的にも歴史的にも深いつながりがあり、日常生活においては行政圏を超えて住民の交流が活発に行われています。

今日、国や地方とも極めて厳しい財政状況にある中で、少子高齢社会の進展や、国際化に伴う産業構造の変化、モータリゼーションがもたらした都市構造の変化とこれに伴う住民の日常生活圏の拡大、生活の成熟化と住民意識の変化などを背景に、地方自治体は、地方分権への対応や行財政改革の推進などが不可欠となっています。

4町は、それぞれがおかれている自然的環境、地理的環境、社会的環境などに多くの共通点を持ち、また、共通したまちづくりの課題も抱えています。こうしたことから、今後も予想される厳しい社会情勢に対応していくため、4町が合併し、地域の特性を活かしながらより広域的な視点でまちづくりを推進していくことを目指しています。

坂井市まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」）は、合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープラン（基本構想、基本方針）となるものであり、本計画の実現を図ることにより、4町の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すことを目的として策定するものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを推進するにあたっての「基本目標」とそれを実現するための「基本施策」、「公共的施設の統合整備」および「財政計画」を中心として構成されています。

(3) 計画の期間

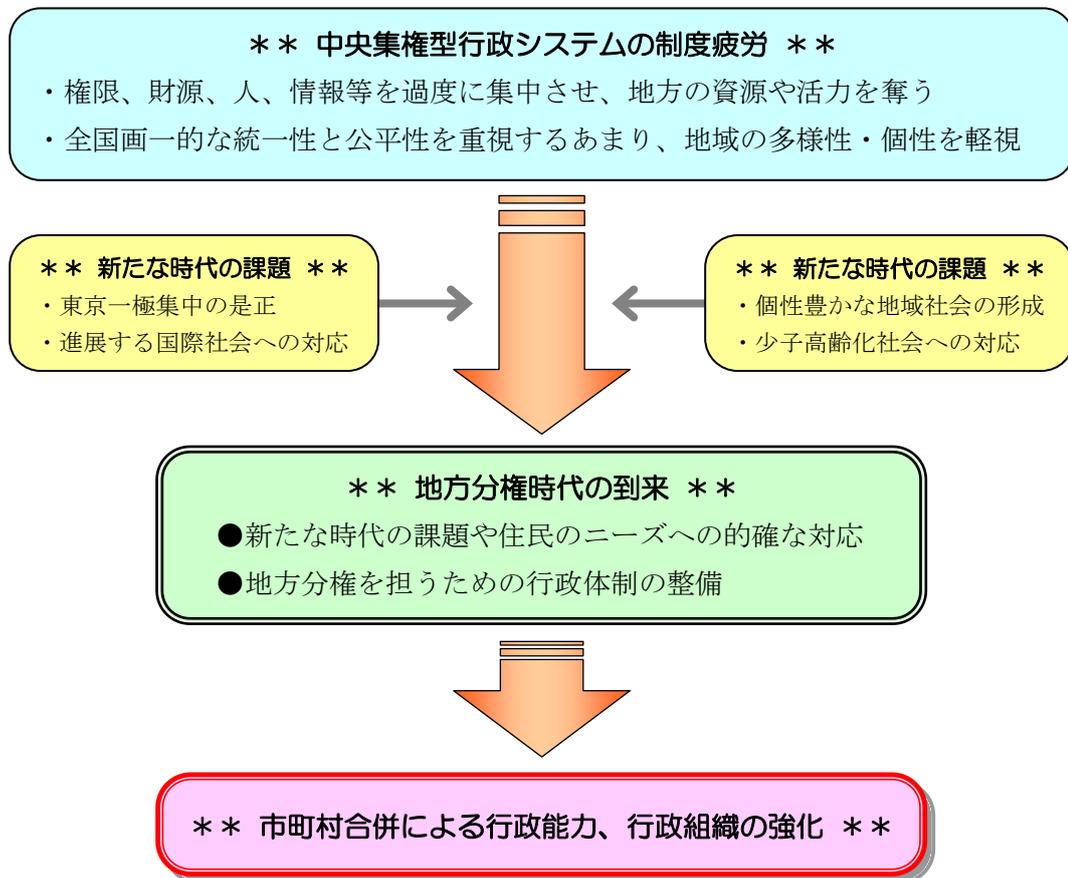
本計画は、新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤形成を図るために、合併後15年間の計画期間とします（平成18年度～32年度）。

2. 住民を取り巻く状況と求められる対応

(1) 地方分権の推進

地方分権の進展に伴い、国と都道府県、市町村のそれぞれの役割と責任の所在が明確となり、国の画一的な基準や各省庁ごとの、いわゆる「縦割り行政」に縛られることなく、市町村が自らの判断と責任で、それぞれの地域における様々な行政課題を解決し、高度化・多様化する住民のニーズに的確に対応することが求められています。

このためには、市町村の行財政基盤を充実・強化するとともに、専門的部門の設置や行政職員の専門性を高め、政策立案能力や事務処理能力などの向上を図り、住民のニーズに対応できる、住民に信頼される自治体を、まちづくりの主役である住民とともに再構築していくことが求められています。



(2) 少子高齢社会の進展

我が国の少子高齢化は、先進諸国に例をみないスピードで進行しています。

平成 12 年の国勢調査による日本の総人口は 1 億 2,693 万人ですが、平成 18 年(2006 年)に 1 億 2,774 万人でピークを迎えた後減少に転じ、50 年後の平成 62 年(2050 年)には 1 億人程度になるものと予測されています。

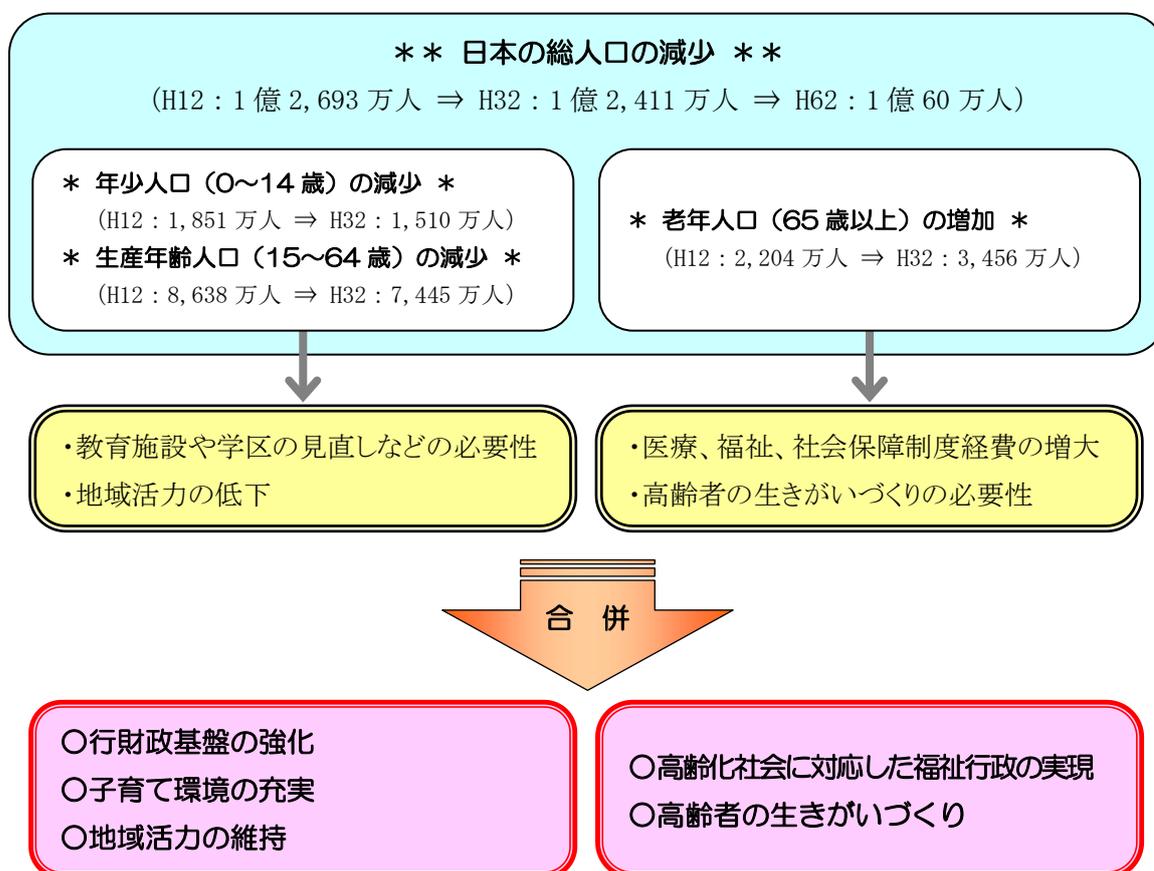
結婚や出産を取り巻く社会環境や住民の価値観が大きく変化したことから、合計特殊出生率(1 人の女性が一生の間に生む子どもの平均人数)は平成 14 年(2002 年)に 1.32 まで低下し、さらに、平成 15 年(2003 年)には 1.29 となり戦後最低を記録しました。これにより、人口減少はさらに加速するものと予想されます。

一方、老年人口は急速に増加し、平成 26 年(2014 年)には 4 人に 1 人が、また、50 年後の平成 62 年(2050 年)には 2.8 人に 1 人が 65 歳以上になるものと予測されています。

福井県全体の人口が減少傾向に転じている中で、4 町の人口は増加しており、また、福井県平均と比較して年少人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっていますが、少子高齢化の現象は着実に進行しています。

将来の人口の減少は、地域の担い手の減少や地域全体の活力低下につながり、高齢化の進行は、医療や社会保障制度にかかる経費が大幅に増加することにつながります。

このため、合併により財政基盤を強化し、住民ニーズに対応した子育て環境、高齢社会に対応した行政の体制や組織づくりなどを進めることにより、安心して子どもを生み・育てられる環境、高齢者を含め誰もが安心して快適に暮らすことのできる社会を形成することが求められています。



(3) 住民主体のまちづくり

本格的な成熟社会を迎え、多様性、個性、質の充実を基本として、住民の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められています。これまでの行政主導型のまちづくりでは限界があります。

行政だけが公共サービスを担ってきたこれまでの社会システムを見直すとともに、まちづくりの主役は住民であるということ認識し、住民が主体的・自主的にまちづくりに参画できることが、より豊かな地域社会を形成するために必要です。

このためには、住民と行政のお互いの責任と役割を明確にし、連携・協力しあいながら、協働（パートナーシップ）でまちづくりを進めていくことが求められています。

(4) 日常生活圏の拡大

車社会の進展に伴い、道路網が整備され、郊外型の大規模商業施設が立地するなど、市町村の構造は大きく変化しています。また、公共交通機関を利用した遠距離の通勤や通学も日常化しているなど、私たちの日常的な生活圏域は、住んでいる市町村の枠を超えて広がっています。

4町は、歴史的に密接な関係があるとともに、地形的に連続した平坦地であることから道路網の整備が進んでおり、通勤通学や買い物などの日常生活において強いつながりがみられます。

今後の厳しい社会経済にあって、様々な分野において住民のニーズが高まっていくものと予想されるため、4町が一体となって行政サービスを提供し、より利便性が高く効率の良い行政運営を進めることが求められています。

(5) 厳しい財政状況

バブル崩壊後の景気対策として国の経済対策による公共投資などを行った結果、地方債（自治体の借金）が大幅に増加しました。現在も景気回復には至っておらず、少子高齢化の進展も加わって税収が落ち込んだ状態が続いており、国や地方の財政は非常に厳しいものとなっています。

このような状況の中、国庫補助金の削減、地方交付税の削減、地方への税源移譲など、いわゆる三位一体の改革が議論されており、国の財政的支援に依存しない、自立・持続可能な自治体の創造が求められています。

このためには、事務事業の効率化や人員削減などによる行政のスリム化、より重点的・効率的な公共事業の実施などを進めるとともに、住民とのパートナーシップによるまちづくりを進めていくことが求められています。

第1章 新市の特性と課題

1. 新市の概要

(1) 位置及び地勢

新市は、福井県の北部に位置し、南北約 17km、東西約 32kmにおよぶ東西に長い行政区域で、面積は約 210km²です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市および石川県、南は福井市、松岡町および永平寺町に接しています。

新市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地および丘陵地が広がっています。

新市の土地利用を地目別にみると、田畑が約 36%、山林が約 31%を占めており、豊かな自然環境に包まれていることがわかります。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや国道 364 号、西部に国道 305 号、中部に国道 8 号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）および主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。また、鉄道網も新市の中央を南北に走り、J R北陸本線が2駅、えちぜん鉄道三国芦原線が9駅設置されています。

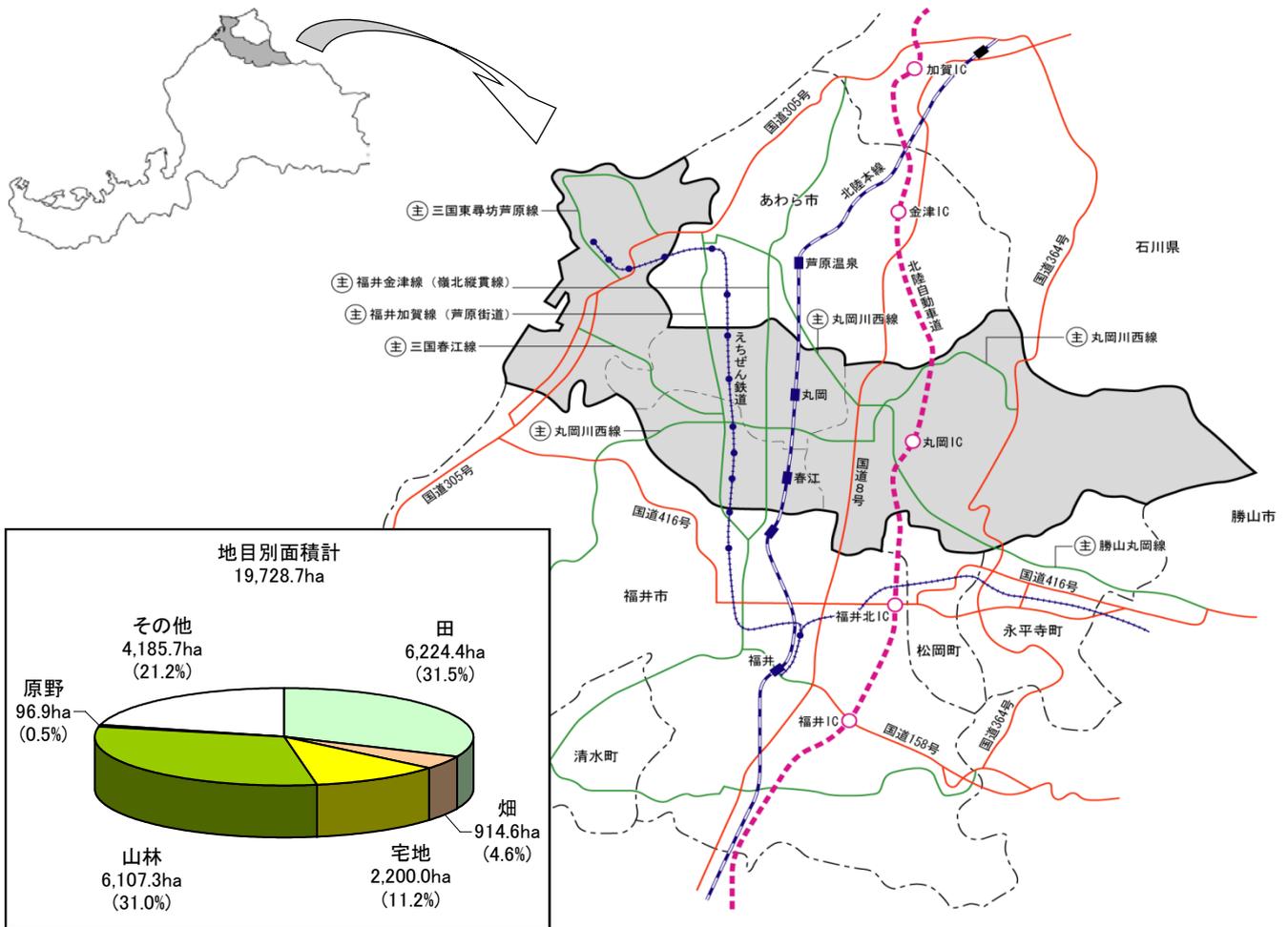


図 新市の地目別面積

図 新市の位置

(資料：固定資産概要調書 (平成 16 年 1 月 1 日現在))

(2) 沿革

現在の三国町、丸岡町、春江町、坂井町は、これまでにそれぞれ次のような合併を経て、現在に至っています。

表 これまでの合併等の経緯（明治22年以降）

明治22年4月	昭和17年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和35年	昭和36年						
三国町		三国町	三国町 (境界変更に伴う一部編入)	三国町	三国町								
雄島村													
加戸村													
新保村													
浜四郷村					(一部)								
本荘村													
木部村							坂井町						
東十郷村		坂井村	坂井村	坂井村									
大関村													
兵庫村													
丸岡町													
鳴鹿村		丸岡町	丸岡町	丸岡町	丸岡町	丸岡町 鳴鹿山鹿分割 ↓ 永平寺町へ							
磯部村													
高椋村													
長畝村													
竹田村													
坪江南部集落	(編入)												
磯部村													
春江村	春江町												春江町
大石村													

(3) 人口

①人口・世帯数の推移

平成16年4月1日現在の人口は92,691人で、福井県全体825,592人の11.2%を占め、福井県第2位の人口規模となります。経年的には一貫した増加傾向にあり、特に平成7年から平成12年にかけては4,303人、5.0%と大きく増加しましたが、平成12年から平成16年にかけては1,518人、1.7%の増加で、鈍化する傾向にあります。

世帯数は27,684世帯で、福井県全体267,199世帯の約10.4%を占め、経年的には大幅な増加傾向にあり、平成7年から平成12年にかけては10.0%の増加となっています。

世帯人員は3.35人/世帯で、福井県の平均3.09人/世帯を上回っていますが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われます。

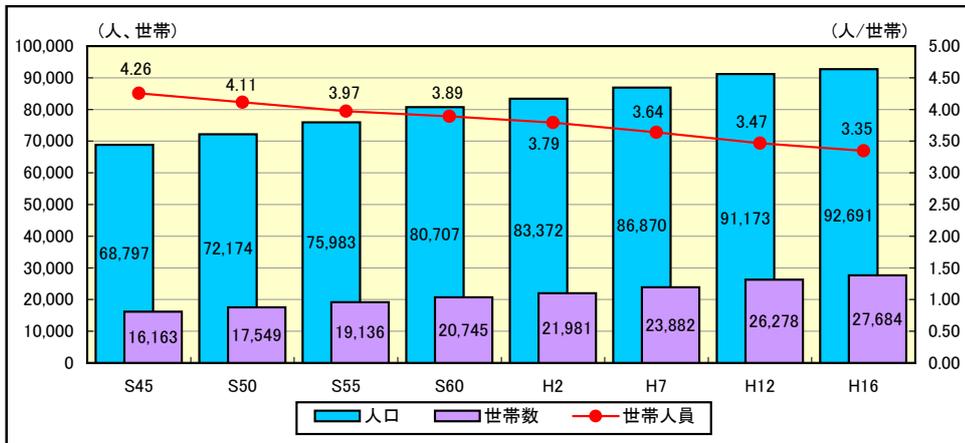


図 人口・世帯数の推移

(資料: S50~H12は国勢調査、H16は福井県の推計人口(4.1現在))

②年齢階層別人口構成比

平成12年における年少人口(15歳未満)は15,733人(17.3%)で、福井県平均の15.7%を上回っていますが、経年的には減少傾向にあります。

老年人口(65歳以上)は17,166人(18.8%)で、福井県平均の20.5%を下回っていますが、経年的には一貫した増加傾向にあり、平成7年から平成12年にかけて年少人口と老年人口の数が逆転しました。

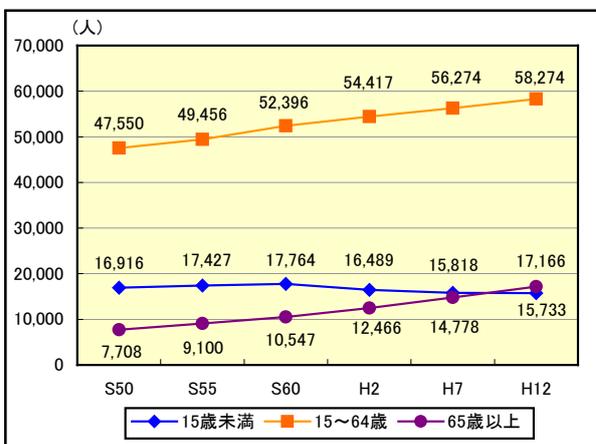


図 年齢階層別人口の推移

(資料: 国勢調査)

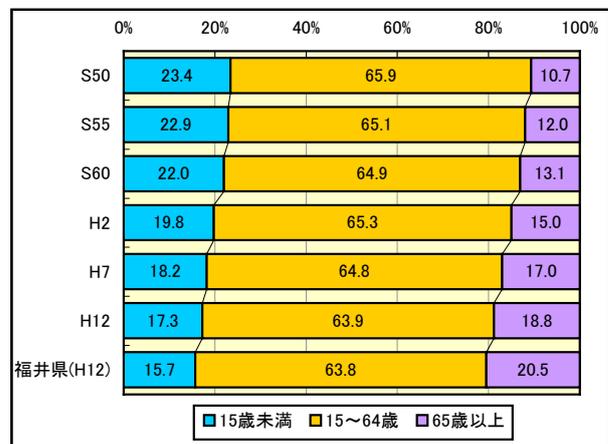


図 年齢階層別人口構成比の推移

(資料: 国勢調査)

(4) 地域の結びつき

①通勤通学流動

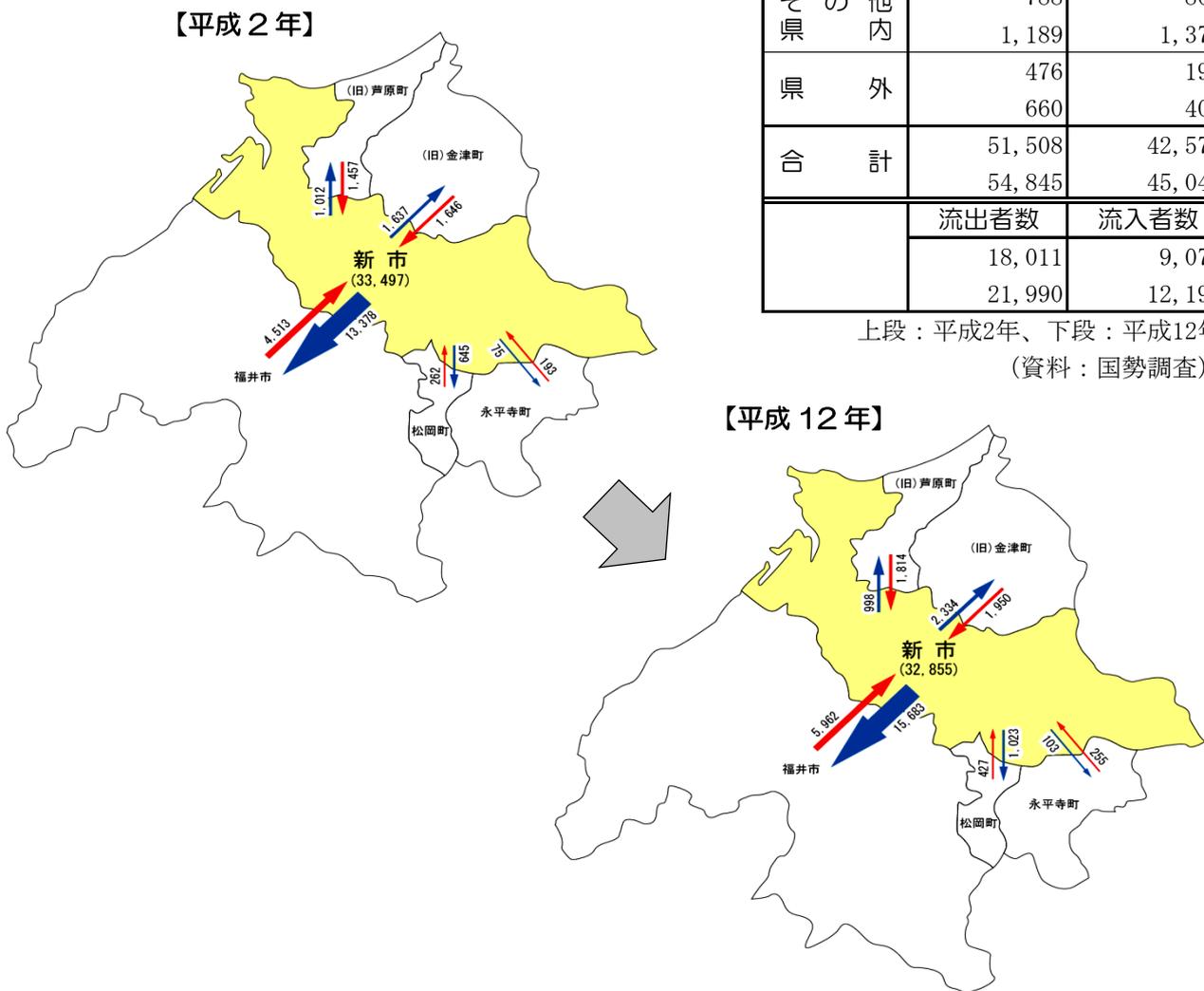
平成2年における流出者数は18,011人、流入者数は9,073人、平成12年では、流出者数21,990人、流入者数12,191人で、いずれも大幅な流出超過となっています(平成2年:8,938人、平成12年:9,799人)。

流出先における新市への依存率は、平成2年の65.0%から平成12年の59.9%に低下しており、特に福井への流出が増加(2,305人)しています。

一方、流入先における新市への依存率も78.7%から72.9%に低下しており、こちらも特に福井市からの流入が増加(1,179人)しています。

	新市から流出	新市へ流入
新市	33,497	33,497
	32,855	32,855
新市への依存率	65.0%	78.7%
	59.9%	72.9%
福井市	13,378	4,513
	15,683	5,962
芦原町	1,012	1,457
	998	1,814
金津町	1,637	1,646
	2,334	1,950
松岡町	645	262
	1,023	427
永平寺町	75	193
	103	255
その他内	788	807
県外	1,189	1,377
	476	195
	660	406
合計	51,508	42,570
	54,845	45,046
	流出者数	流入者数
	18,011	9,073
	21,990	12,191

上段：平成2年、下段：平成12年
(資料：国勢調査)



☒ 通勤通学流動の推移 (資料：国勢調査)

②生活行動（住民アンケートの結果より）

住民アンケートの結果から、住民の日常・非日常的な生活行動（目的別の主な行き先）をみると、以下のような動向がみられます。

現在の4町を主な行き先とするものでは、「03. 食料品・日用品の買物」、「12. 医院・診療所」、「13. 保育園・託児所」、「14. 図書館」などの日常的な生活行動において割合が高くなっています。

一方、「04. しゃれた物や高価な物の買物」、「05. レストラン・飲食」、「06. 音楽会、観劇、美術鑑賞」、「10. レジャー・娯楽」、「11. 病院」などの非日常的な生活行動においては、特に福井市を主な行き先とする割合が高くなっています。

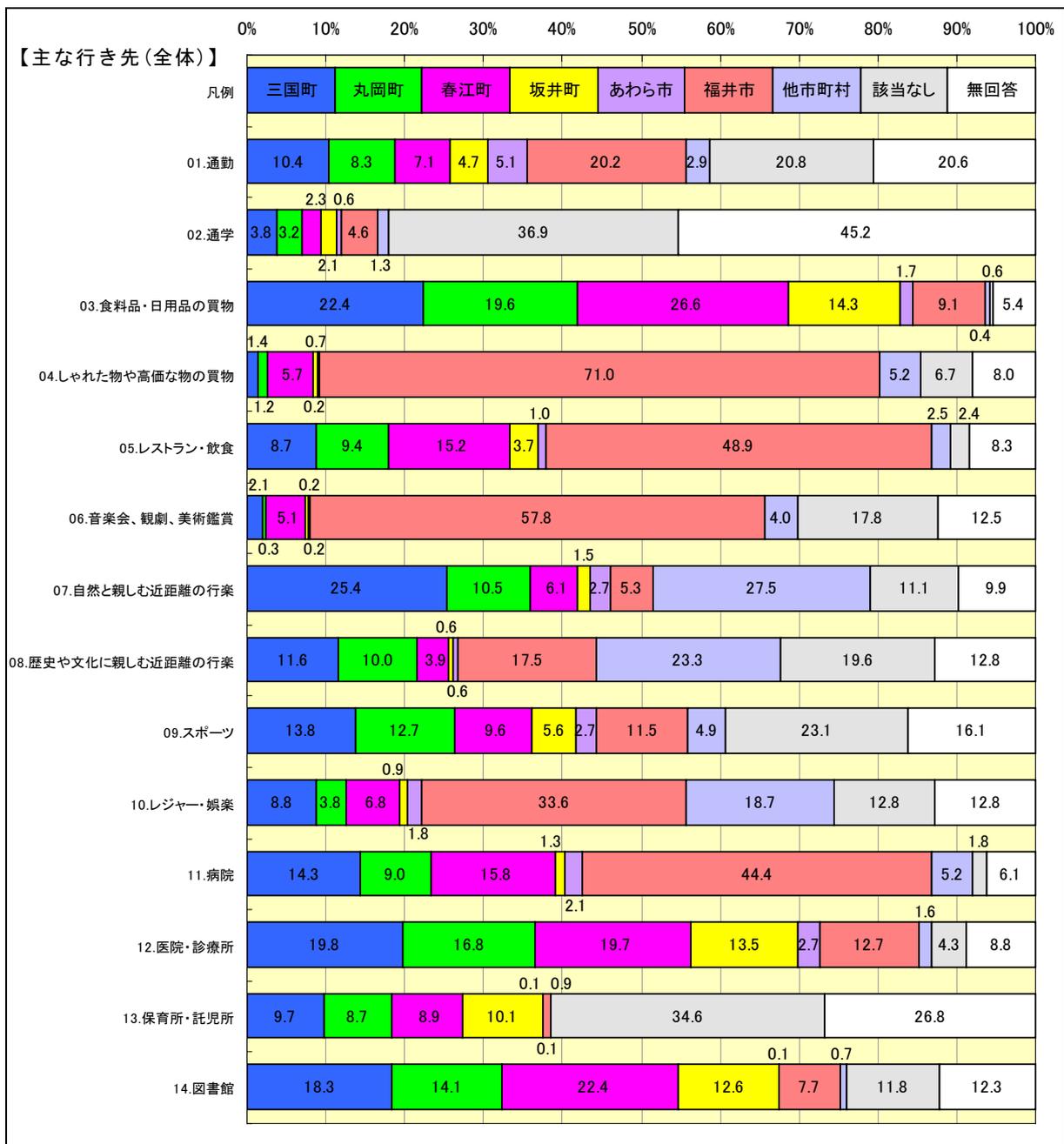


図 目的別の主な行き先（資料：住民アンケート結果）

(5) 産業

①産業別就業者数

平成12年の就業人口は49,502人で、総人口の54.3%となっています。

福井県全体と比較すると、第1次および第2次産業の占める割合がわずかに高く、第3次産業の占める割合がわずかに低くなっています。

経年的には、第1次産業が減少、第3次産業が増加する傾向にあり、産業構造の高次化が進展している状況がうかがえます。

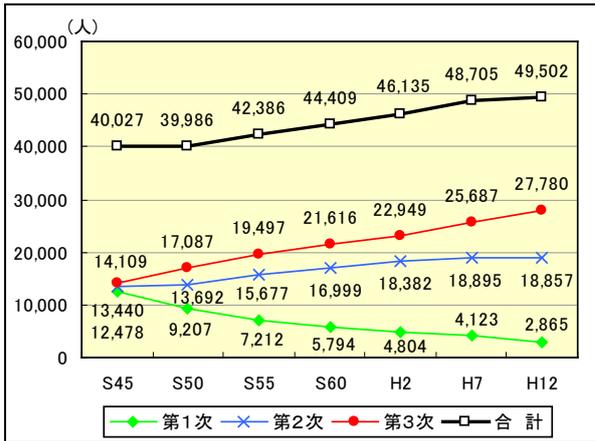


図 産業別就業人口の推移

(資料：国勢調査)

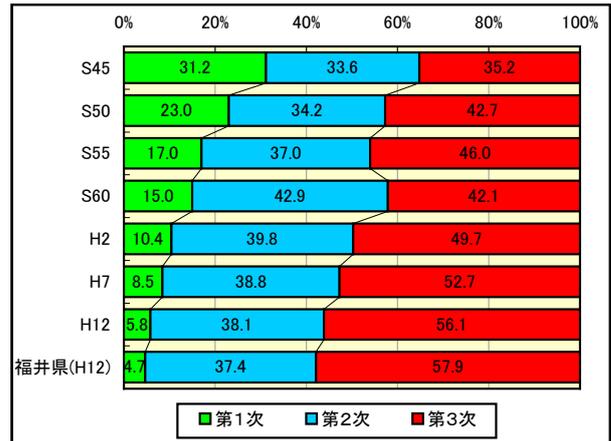


図 産業別就業人口構成比の推移

(資料：国勢調査)

②農業

平成12年における農家人口は22,865人で、総人口に占める割合は25.1%となっています。

農家数は4,221戸で、総世帯に占める割合は16.1%となっています。

経年的には、農家人口、農家数ともに減少傾向にあり、特に平成7年から平成12年にかけて大きく減少しました(農家人口：-8.2%、農家数：-16.8%)。

平成14年の農業粗生産額は約107億円で、平成9年以降緩やかな減少傾向にあります。

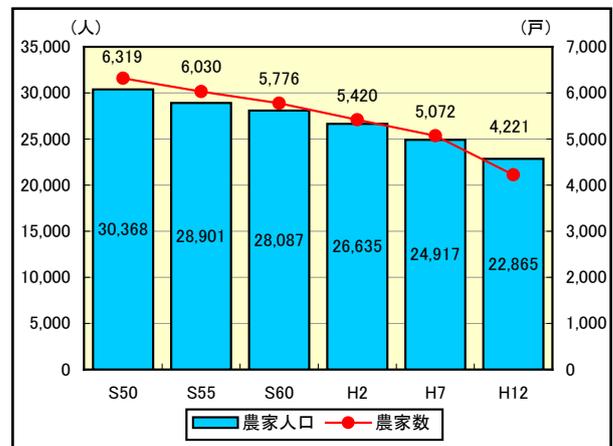


図 農家人口、農家数の推移

(資料：世界農林業センサス)

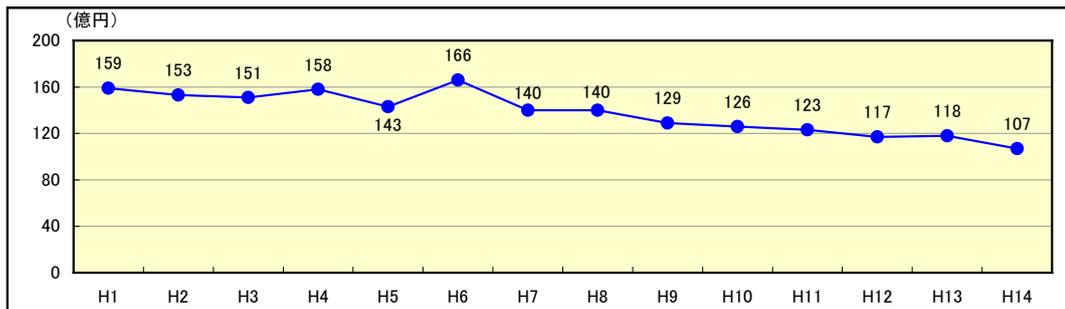


図 農業粗生産額の推移 (資料：北陸農政局福井統計情報事務所)

③工業

平成12年の事業所数は1,000箇所、昭和55年以降、大幅な減少を続けています。

従業者数は12,530人で、平成2年までは増加傾向にありましたが、平成7年から平成12年にかけて減少に転じています。

平成14年の製造品出荷額等は3,198億円で、平成12年以降は減少傾向にあります。

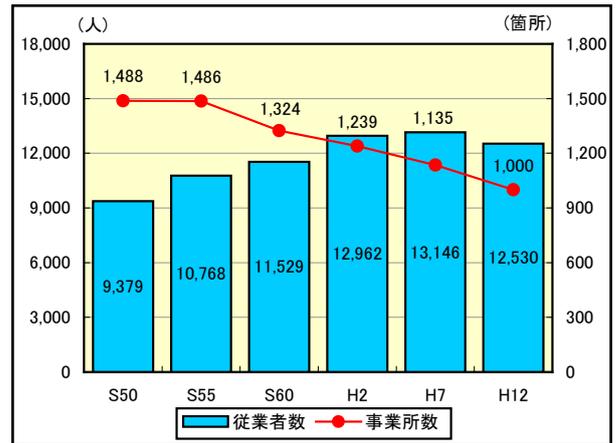


図 従業者数、事業所数の推移

(資料：工業統計調査)

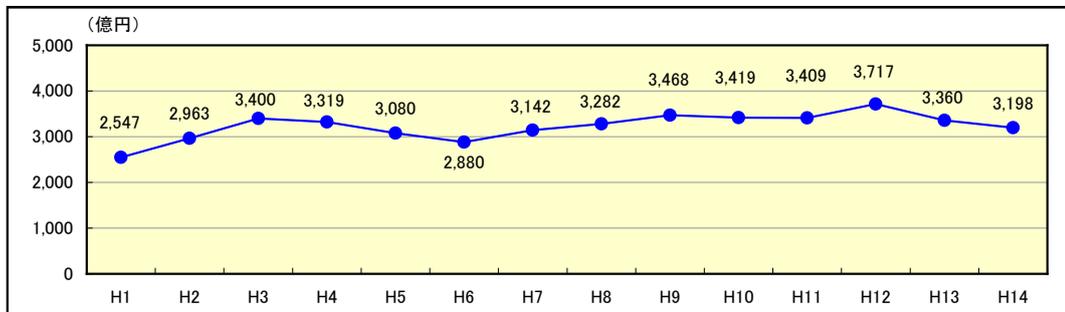


図 製造品出荷額等の推移 (資料：工業統計調査)

④商業

平成14年の商店数は1,166店、従業者数の合計は6,892人で、経年的にみると、商店数が減少または横ばいで推移しているのに対し、従業者数は緩やかな増加傾向にあります。

平成14年の商品販売額は1,385億円で、平成11年までは増加傾向にありましたが、平成14年にかけてわずかに減少しました。

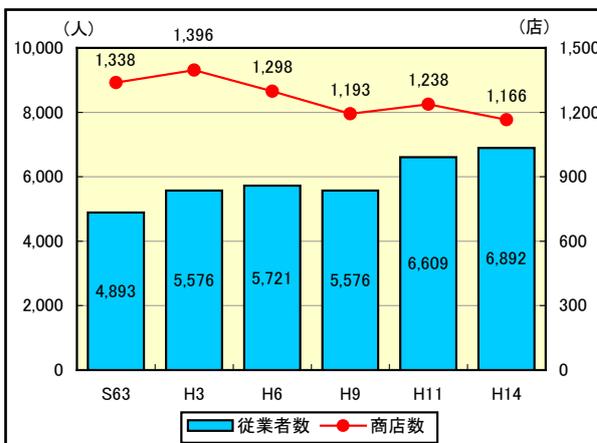


図 従業者数、商店数の推移

(資料：商業統計調査)

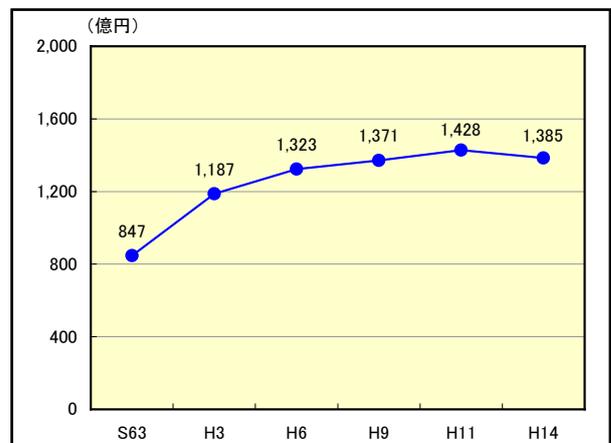


図 商品販売額の推移

(資料：商業統計調査)

(6) 観光

新市には、優れた景勝地である「東尋坊」、「芝政ワールド」、「越前松島水族館」をはじめとする海洋観光資源、日本最古の天守閣で知られる「丸岡城」、「越前竹人形の里」などの歴史・文化観光資源、文化と科学が複合した「文化の森」や「ゆりの里公園」、農業を通じて交流する「いねす」など、数多くの観光資源が分布し、県内外を問わず毎年多くの人が訪れています。

観光入込客数は、平成3年から平成8年まで緩やかに増加を続け、それ以降、平成10年にかけて大幅に減少しました。その後、再び増加に転じ、平成14年には573万人となっています。

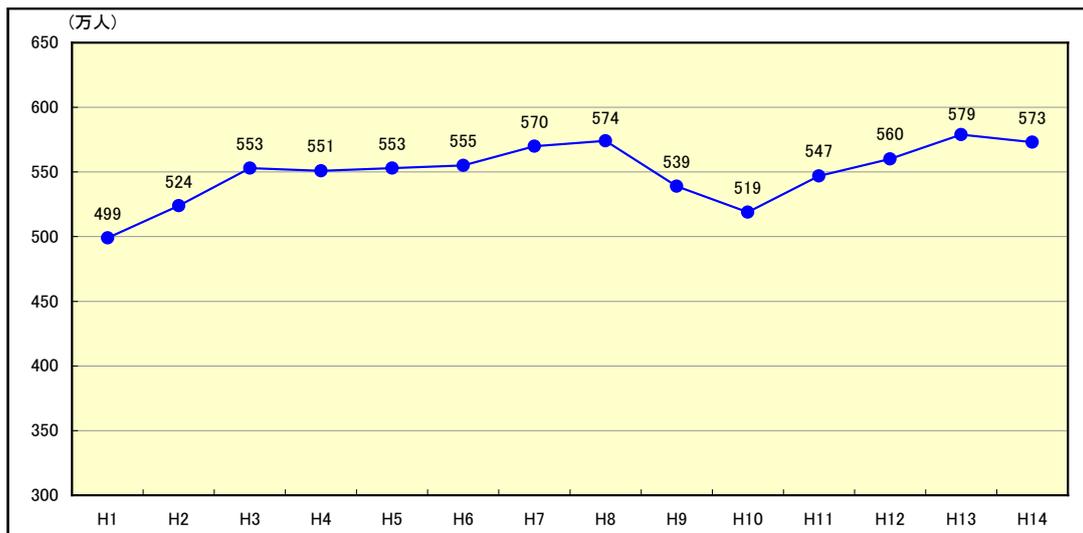


図 観光入込客数の推移 (資料：福井県観光客数動態推計表)

表 主要な観光地と観光入込客数の推移 (資料：福井県観光客数動態推計表)

(単位：千人)

観光地(施設)名	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
瀧谷寺	66	70	63	56	73	71	72	71	67
東尋坊	1,638	1,451	1,254	1,154	1,020	978	1,022	940	893
越前松島水族館	226	293	286	254	254	206	205	201	200
芝政ワールド	580	1,583	1,520	1,520	1,440	1,460	1,460	1,510	1,515
みくに龍翔館	45	46	43	35	39	27	23	26	21
ゆあぼーと	-	52	253	227	239	219	216	202	185
TPF総合運動公園	-	-	-	158	141	111	92	86	79
海浜自然公園	-	-	-	44	33	42	46	47	46
ふれあいパーク三里浜	-	-	-	-	-	208	230	247	270
丸岡城	350	370	351	334	300	291	299	300	305
千古の家	29	6	9	-	-	-	7	8	7
総合グリーンセンター	425	339	397	373	388	380	285	359	287
越前竹人形の里	568	623	596	604	504	478	451	425	414
丸岡温泉たけくらべ	63	59	58	55	52	45	41	55	72
龍ヶ鼻ダム	31	28	29	-	-	-	-	-	-
称念寺	8	6	6	9	6	6	6	6	6
たけくらべ広場	-	-	-	28	24	16	32	31	30
文化の森	-	-	-	107	110	383	470	489	500
ゆりの里公園	-	-	-	-	-	-	-	85	90
坂井西部公園	10	9	10	9	10	7	7	7	7
坂井町地域交流センター「いねす」	-	-	-	-	-	-	-	102	152
合計	4,039	4,935	4,875	4,967	4,633	4,928	4,964	5,197	5,146

2. 地域資源と特性

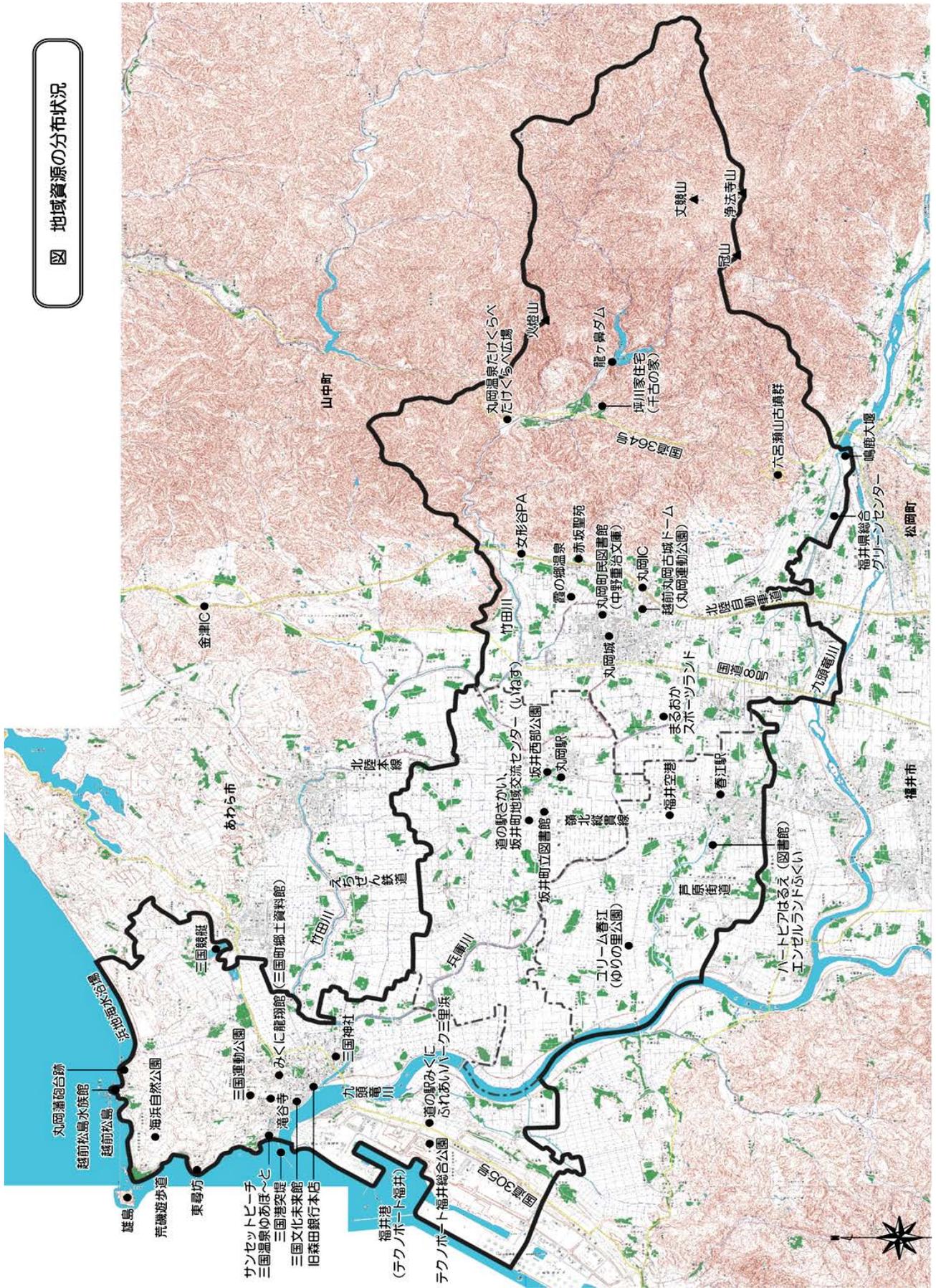
新市には、美しい自然や歴史的価値の高い文化財、近代的な文化・教育施設、余暇・レクリエーション施設など、将来のまちづくりに活かすべき資源が数多くあります。

分類	名称[所在地]	資源の概要
自然資源	越前加賀海岸国定公園	石川県の加賀市から福井県の敦賀市まで、延長 108 km におよぶ海岸一帯の公園です。北から柴山瀉、北瀉湖、東尋坊、越前岬、千飯崎と景勝地が続きます。
	東尋坊	日本随一の奇勝として名高く、古くから名勝として称えられてきた断崖絶壁で、国の天然記念物に指定されています。地質学的にも珍しい奇岩で世界にも東尋坊を含め 3 箇所しかないといわれています。間近にみる断崖は迫力満点で、水面 25m の高さから見下ろす景色はまさに絶景です。
	雄島	東尋坊の先にあり、周囲約 2km の越前海岸で最も大きな島です。土地の人には昔から「神の島」と崇められています。 約 1km ある遊歩道では、学術上貴重な樹齢 100 年を超える大木や海食による崖など、東尋坊とはまた異なった景色を楽しむことができます。
	越前松島	東尋坊から北東へ続く海岸線沿いの静かな漁村の間に、雄大な岩場が姿を見せます。辺り一帯には、美しい小島が点在しています。 石橋で岩山を登山できるコース、海食洞遺跡探訪ができるコースなど、さまざまな奇岩・洞窟などの海岸美が楽しめます。
	広大な樹林地	標高 1,054m の丈鏡山、1,052m の浄法寺山などを頂とした広大な樹林地です。山奥にはブナやコナラ、ミズナラなどの天然林が分布する優れた自然環境が残されています。
	九頭竜川	源を福井・岐阜の県境油坂峠に発し、奥越地方の山間から坂井平野を流れ、中小支川と合流しながら日本海に注ぐ全長 111km におよぶ福井県最大の河川です。 昔から暮らしの根源となっている本県のシンボリックな河川であり、大野市花房町から福井市舟橋新の区域が「アラレガコ生息地」として文化財保護法史跡名勝天然記念物に指定されています。
	竹田川	丈鏡山付近を源流とする全長約 42km の河川で、九頭竜川と合流し日本海に注いでいます。その溪流沿いでは、春に咲く山の花、夏の若葉、秋の紅葉と、清流に映える四季折々の景観が見事です。 現在、九頭竜川との合流部付近において河道改修工事が行われています。
	広大な農地	坂井平野に広がる優良な農地は、県内有数の米どころを支える穀倉地帯となっています。
	十郷用水、春近用水、他	坂井平野を流れている用水で、昔から稲作には必要不可欠な水を各町にもたらしてきました。現在もこの用水から水田へ水を送っており、農業の発展に大きな役割を果たしています。現在、パイプライン化計画の下、一部工事が行われています。
歴史、文化、教育資源	三国神社	大山咋命と継体天皇を祀った神社です。県指定文化財の太刀と立願文のほか、貴重な文化資源が納められています。境内には多くの大樹が覆い茂っていますが、中でも鳥居右横にあるケヤキは、樹齢約 600 年ともいわれ威風堂々とした姿です。 5 月に行われる北陸三大祭りのひとつ、三国祭では、毎年この三国神社へ山車が奉納されています。
	龍谷寺	永和元年(1375)に創建された寺院で、庭園は国の指定名勝になっているとともに、寺宝類にも見るべきものが多く、国指定の重要文化財などが所蔵されています。
	みくに龍翔館 (三国町郷土資料館)	オランダ人技師、G. A. エッセルのデザインにより明治 12 年に建てられた龍翔小学校を復元したものです。五層八角の奇抜な建築で、福井県を代表する景観建造物となっています。 内部には、北前船や三国祭りの山車をはじめとして様々な資料が展示されており、パノラマ展望台からは美しい日本海や、古い街並みを見下ろすことができます。
	三国港突堤 (エッセル堤)	三国港突堤は、「明治三大築港」といわれる 1 つで、近代港湾構造物の規範を示すものとして、土木技術史上高い価値があります。 オランダ人技師、G. A. エッセルらによる設計で、長さ約 511m、幅約 9m に及びます。九頭竜川から運ばれる土砂を海中深くまで流し込む「導流堤」と「防波堤」の機能を備えています。

分類	名称[所在地]	資源の概要
歴史、文化、教育資源	旧森田銀行福井本店	森田家が明治 27 年(1894)に起業した森田銀行の本店として大正 9 年(1920)に新築落成しました。現存する鉄筋コンクリート造りの建築物としては県内最古のもので、1994 年(平成 6 年)に復元されました。 平成 11 年からは、展示やコンサートなどの催しにも利用されています。
	丸岡藩砲台跡	越前松島海岸の石垣に 5 門の砲台跡があり、かつての鎖国時代の面影をとどめています。国の史跡に指定されています。
	丸岡城	天正 4 年(1576)に築城された平山城で、現存する天守閣の中で最古の建築様式です。現在の天守は福井大地震で倒壊したのち、昭和 25 年に国の重要文化財に指定され、昭和 30 年に修復再建されました。 城を取り囲む霞ヶ城公園には 400 本の吉野桜が植えられており、桜の名所百選に選ばれています。
	坪川家住宅 (千古の家)	県内最古の民家で、国の重要文化財に指定されています。正面が入母屋造り、背面が寄棟造りの茅葺屋根で、外回りは杉皮張りの壁に障子の白が清楚な美しさをみせています。柱には栗の角材が使われ、当時の地方豪族の生活様式を知る上での重要な資料です。
	六呂瀬山古墳群	九頭竜川の右岸、上久米田の六呂瀬山山頂に位置する前方後円墳 2 基と方墳 2 基からなる古墳群で、国の史跡に指定されています。 その立地、規模、内容から 4 世紀後期から 5 世紀前期にかけての越の国における広域大首長の墓と想定されます。
	中野重治文庫 (丸岡町民図書館)	丸岡出身の文学者中野重治の蔵書約 1 万 3 千冊、一部原稿、資料を展示・紹介しており、中野文学研究の中心的存在となっています。
	エンゼルランドふくい (福井県立児童科学館)	平成 11 年に開館した施設で、児童に自由な発想と発見をもたらす科学館で、宇宙や自然・科学・世界の生活環境を体験しながら学ぶことが出来ます。
ハートピアはるえ (図書館)	平成 7 年に開館した施設で、施設内にはイベント・コンサートが行える大小ホールや図書館(蔵書数約 10 万冊)、外には芝生や噴水広場が整備されています。	
交流資源	道の駅「みくに」、 ふれあいパーク三里浜	平成 10 年に東尋坊から越前海岸へ抜ける国道 305 号線沿いに開設された施設で、近辺の道路情報や観光情報を発信しています。 隣接するふれあいパーク三里浜では、三里浜で収穫された産地直送の野菜や果実の直接販売を行うほか、地元の素材を生かした飲食メニュー、特産品などが並びます。
	道の駅「さかい」、 いねす	平成 13 年に主要地方道福井金津線沿いに開設された施設で、情報・交流ターミナルの他、地域食材を使った料理や加工品を提供するレストランも整備されています。 いねすでは、町内で収穫された農産物や当施設で造られる豆腐等を販売し、研修室、展示室、料理工房、交流ホール等も整備され、多くの人に利用されています。
	霞の郷	「霞の郷温泉」、「福祉保健センター」、「霞の郷デイサービスセンター」、「屋外レクリエーション施設」の 4 つの施設で構成しており、高齢化社会及び生活環境の変化に対応するため、福祉・医療・保健に温泉施設を一体化した「子供から若者・高齢者までの幅広い世代交流の拠点施設」です。
余暇、レクリエーション資源	サンセットビーチ、 三国温泉ゆあぽ〜と	夕日の沈む水平線として名高いサンセットビーチは、遠浅できれいな海水で、安全なビーチとして家族連れに人気です。冬には、日本海の荒波を活かしたサーフィンなどのマリンスポーツが盛んです。 隣接する三国温泉ゆあぽ〜とは、日本海の夕日を望む展望風呂が人気です。
	浜地海水浴場	静かな入り江が特に人気の高い海水浴場です。きれいな砂浜と、砂浜を囲む美しい緑が魅力のビーチです。
	海浜自然公園	越前加賀海岸国立公園に属する、総面積約 20 万㎡の自然公園です。水性公園、芝生広場、花園、湿性植物園、遊具広場、バーベキュー施設などがあります。 アジサイや梅などが咲き、また 50 種以上の野鳥が訪れる園内では、四季を通じて自然を満喫することができます。
	荒磯遊歩道	三国にゆかりの文人、詩人、俳人たちの石碑の銀座通りともいえる通りです。約 4km の荒磯遊歩道には、三国出身の高見順の文学碑をはじめ、三好達治などの詩、句碑などが並んでおり、この通りには文学の雰囲気漂っています。
	テクノポート 福井総合公園	スポーツ・レクリエーション機能を備えた総合的レジャー施設です。収容人員 21,053 人のナイター設備を有するスタジアムをはじめ、バーベキュー広場など多彩な利用ができます。

分類	名称[所在地]	資源の概要
余暇、 レクリエーション 資源	登山道、 ハイキングコース	丈鏡山や浄法寺山、火燈山などの山々を歩く登山道やハイキングコースがあります。
	龍ヶ鼻ダム	丈鏡山から流れる竹田川上流にある高さ 79.5m、長さ 215m の多目的ダムで、湖畔には遊歩道やじょんこ公園があり、ハイキングや野外レクリエーションに利用されています。
	鳴鹿大堰	九頭竜川の治水・利水・河川環境の保全を目的に造られました。敷地内にある九頭竜川資料館では、九頭竜川に生きる魚や植物に出会えるアクアリウム、鳴鹿大堰の魚道を通る魚たちの様子が観察できる魚道ライブカメラなどがあります。
	福井県総合グリーンセンター	都市緑化植物園とグリーンパークからできています。都市緑化植物園には、熱帯植物や季節の草花の温室、緑の相談室、噴水、芝生広場、林業試験研究室などの施設があります。グリーンパークには、展示室や展望台、水上ステージと芝生のふれあい広場、ミニボート池、遊具などの施設があります。
	越前丸岡古城ドーム (丸岡運動公園)	平成 15 年に丸岡運動公園内に完成しました。このドームは、冬期間や荒天時の運動不足解消を目的に造られたもので、年間を通しての利用が可能です。フットサルコート一面、テニスコートでは二面、ゲートボールなら四面を確保でき、レクリエーション的な小運動会、グラウンドゴルフなどのニュースポーツにも利用できます。
	まるおかスポーツランド	総面積 70,000 m ² の敷地に、県内初の芝張り専用サッカー場と、鉄筋コンクリート二階建て 800 人収容のメインスタンド、約 8,000 人の観客を収容できるサブスタンドがあり、サッカーの町丸岡を象徴する施設です。
	丸岡温泉たけくらべ、 たけくらべ広場	四季の風情豊かな竹田川溪谷のほとりにある休養施設です。リウマチ、神経痛、冷え性などに効果があり、100 人が宿泊でき、多目的ホールや会議室もあります。隣接するたけくらべ広場は、芝生広場やキャンプ場を備えたレクリエーション施設です。
	ユリウム春江 (ゆりの里公園)	農村住民の交流・レクリエーションの場、農業に関する情報の受信拠点施設です。公園内には展示圃場バーベキュー広場、ふれあい貸し農園、「ゆり」をシンボルとしたドームなどがあります。展示圃場では6月はゆり、夏はひまわり、秋にはコスモスと1年を通して鑑賞できます。
	坂井西部公園	山の斜面を利用した遊び場や遊び池、芝生広場、バーベキューコーナーなどの施設があり、遊びながら自然に親しみ、動植物を愛し、体力づくりができる自然環境に恵まれた公園です。
特産品	新鮮な魚介類 スイカ、花ラッキョウ	福井の冬の味覚を代表する「越前がに」をはじめとして、日本海が育てた新鮮な魚介類が豊富にあります。 三里浜では、砂丘地の特性を活かして、スイカやラッキョウなどの農業特産物の生産が行われています。
	細巾織物	合成繊維を主体とした広幅織物、レース、帯地、細巾織物などの繊維産業を中心に発展してきた現在の丸岡町の工業にあって、「細巾織物」や「ゆかた帯」は日本一の生産を誇っています。
	丸岡そば	特産物として「そば」の生産振興を図っており、作付面積は 320ha と県内でもトップクラスの産地となっています。
	春江ちりめん	明治時代から地場産業として発展し、最盛期には全国シェアの 65% を占めていました。現在では、絹織物の需要の減少などにより生産高は縮小していますが、その伝統は確実に守りつがられています。
	ゆり	昭和 60 年に特産づくりとして「ゆり」の栽培がはじまり、現在では年間約 9 万本を出荷しています。
	若狭牛	以前は、若狭地方で飼われていたことから若狭牛といわれていましたが、現在では資質良好な但馬系の和牛を若狭牛と称しており、県内トップの飼育数を誇っています。
	カーネーション	平成 4 年に現在の坂井町の町花として指定し、現在では何種類ものカーネーションを栽培しており、栽培面積、生産額とも県下一となっています。
運輸資源	福井港 (テクノポート福井)	県内の産業構造の改善と県民所得の向上を図るため、昭和 46 年に重要港湾の指定を受け、昭和 53 年に一部供用開始されました。その後、数多くの企業立地や石油備蓄基地が設置されるなど、テクノポート福井を支える産業基盤および嶺北地域を背後圏とする流通拠点としての役割を果たしています。平成 12 年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定されました。
	福井空港	本県唯一の空港で、現在定期便は就航していませんが、今後、定期便の就航やコミュータ航空の利活用が期待されます。

図 地域資源の分布状況



3. まちづくりの課題

(1) 現状からみた課題

①交通ネットワークの強化

新市は歴史的にも密接なつながりがあり、地理的にも坂井平野で連続していることから、数多くの道路網が整備されています。しかし、北陸自動車道、国道8号、国道305号、国道364号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）、主要地方道福井加賀（芦原街道）に代表されるように、根幹的な道路網は南北方向を中心に形成されており、東西方向の交通には弱い面がみられます。

とりわけ、東西約32kmに及ぶ新市においては、新市の一体性強化と住民相互の交流促進を図るためには、特に東西方向の交通ネットワークを強化していくことが求められています。

②多核連携型のまちづくり

新市は、東西約32km、南北約17km、総面積約210km²に及ぶ広大な面積であり、坂井平野により連続しているものの、市街地は分散し、産業や歴史・文化、交流などの拠点・地域資源も分散しています。新市における一体性の強化は重要な課題ですが、当地域においては、一極集中型の都市構造を創り上げることは困難です。

このため、一極集中型の都市づくりではなく、複数の都市の核・拠点が機能を分担し、それぞれが交通網でネットワークされた多核連携型の都市構造を目指すことにより、地域の均衡ある発展を実現することが求められています。

その一方で、10万人都市にふさわしい都市サービスを提供していくためには、新たなまちづくり拠点の形成を検討していくことも必要です。

③人口の増加と適正な土地利用の誘導

県都福井市に隣接する利便性や自動車社会の進展などから、毎年多くの転入者を迎え入れており、福井県全体の人口が減少傾向にある中で、当地域の人口は増加しています。その一方で、福井市に近い南部地域、国道8号や主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）などの沿道では、住宅地や商業地開発などが進展しており、営農環境や田園景観の悪化、社会基盤の後追いの整備などの問題が生じています。

今後も人口・世帯数の増加傾向が続くものと予測されていることから、豊かな田園環境・田園風景と調和した効率的な土地利用を誘導していくことが求められています。

④少子高齢化への対応

新市は、福井県全体と比較して年少人口の割合が高く、老年人口の割合が低い状況にありますが、少子高齢化の人口構造は確実に進展しています。

このため、就業機会の確保や住宅・宅地の適正な供給促進を図り、特に若者の定住を促進するとともに、家庭や地域社会が互いに協力し合いながら、安心して子どもを生み・育てられ、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを進めていくことが求められています。

⑤地方分権と住民主体のまちづくり

国の行政改革の方向性として、「国から地方へ」の地方分権と、「官から民へ」の規制緩和が進められています。地域の実状に応じたきめ細やかな地方行政を展開し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、地方分権や広域連携の積極的な推進が不可欠です。

その一方で、合併により行政区が広がることから、「周辺部が衰退する」、「住民の声が届きにくくなる」、「役場が遠くなり不便になる」などの住民の不安もみられます。

このため、これまで築いてきた地域コミュニティ^(※)や行政と住民の信頼関係を維持しながら、地域の特性を活かし、自主性をもった住民自治を推進することが必要です。また、地域住民の意向を反映した効率的・効果的なまちづくりを実現するためには、自己決定・自己責任の原則のもとに、地域住民が自主的、主体的にまちづくりに取り組むことが重要となっています。

行政においては、透明性の確保に向けた情報公開と住民に対する説明責任が求められています。

⑥豊かで魅力的な自然環境の保全と活用

福井県の農業を支える優良な農地、清らかな水を湛える河川などに加え、合併により、東尋坊をはじめとする美しい海岸線や緑豊かな山々などを共有の資源としてもつこととなります。

このため、これらの自然環境が新市まちづくりの重要な資源であることを住民一人ひとりが認識し、自然環境の保全と資源循環型社会の形成に努め、環境に優しいまちづくりを推進していくことが必要です。

とりわけ、河川については、源流・上流域から河口に至るまで新市を一貫して流れることから、水循環に対する環境意識の啓発や水質保全に配慮した生活行動が重要です。

⑦産業経済の広域化の進展

人、物の移動や情報の伝達技術の進歩、経済環境の変化などによって、様々な経済活動の場で世界とのつながりが強くなり、製造業を中心とした生産拠点の海外移転や規制緩和による海外資本の進出など、経済の国際化が進展しています。その一方で、細巾織物や春江ちりめんに代表される地場産業の衰退が懸念されます。

こうした経済構造の変化に対応し、新産業の育成や、地場産業で培われた人材や技術などを活かした既存産業の高度化などにより、地域経済の活性化を図ることが求められています。

また、これまでの福井市依存型の就業形態を改め、都市として自立可能なまちづくりを進めるためには、新たな産業の創造も必要です。

⑧厳しい財政状況

バブル後の景気対策として国の経済対策による公共投資等を行った結果、借金である地方債が大幅に増加しました。その後も景気回復は進まず、税収が落ち込んだ状況が続いており、国や地方の財政は非常に厳しいものとなっています。

国庫補助金の削減・地方交付税の削減・地方への税源委譲等、いわゆる三位一体の改革が議論されている中で、国の財政的支援に依存しない、自立しうる自治体の創造が求められています。

そのためには、行政のスリム化や効率的な行政運営、住民とのパートナーシップによるまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 住民アンケートの結果からみた課題

①主な行き先

食料品や日用品の買物、図書館や福祉施設の利用などの日常的な行動においては、新市内の施設を利用している人が多くなっていますが、行動の目的によっては地域間のつながりがほとんどみられないものもあることから、東西に長い新市における交流・連携の強化や、地域のバランスのとれた発展を目指すことが必要となっています。

一方、しゃれた物や高価な物、レストラン、文化活動などの非日常的な行動については、特に福井市に対する依存度が高くなっていることから、必要な機能を適正に見極めながら、福井県第2位の都市にふさわしい機能充実を図っていく必要があります。

②住んでいるまちの評価

全体を通して、自然や環境面に対する満足度が高くなっており、今後ともこれらの環境が悪化しないよう、保全に努める必要があります。

一方、自動車・歩行者に対する道路整備や公共交通機関に対する満足度が低く、新市における一体性や連携の強化、高齢社会に対応した住民の移動性を確保していくために、交通網を整備・充実していく必要があります。

また、産業や観光面などについては、地域で評価に違いがみられるため、地域が均衡に発展するための施策について検討する必要があります。

③合併に期待すること

コスト削減、財政の効率化などの行財政改革を行い、これにより、都市環境や住民生活の利便性が向上することが特に強く期待されており、これらの意見を十分に反映する必要があります。

また、三国町では自然や歴史・文化資源の活用、丸岡町では格やイメージアップ、春江町では広域交通網の活用、坂井町では施設の共同利用など、地域の実情を反映した効果が期待されており、地域ごとの特性を踏まえたバランスのとれたまちづくりを進めていく必要があります。

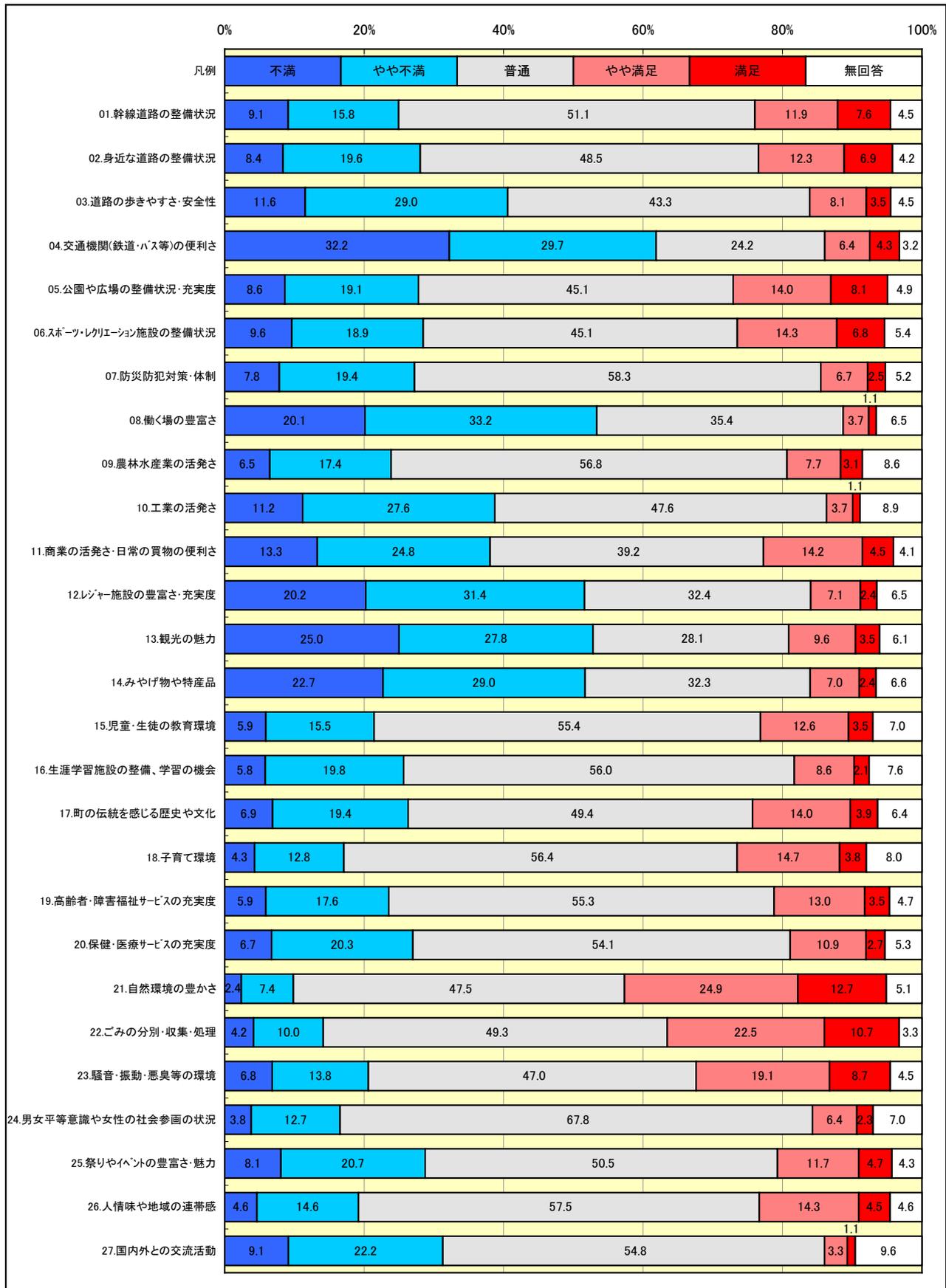
④合併に対する心配ごと

住民の負担が増加する、役場が遠くなる、地域格差が生じるなどの住民サービスの低下、地域間の不平等を心配する人が多く、特に町によって特徴が現れているため、これらの状態が生じないよう調整を図り、今後のまちづくりを進めていく必要があります。

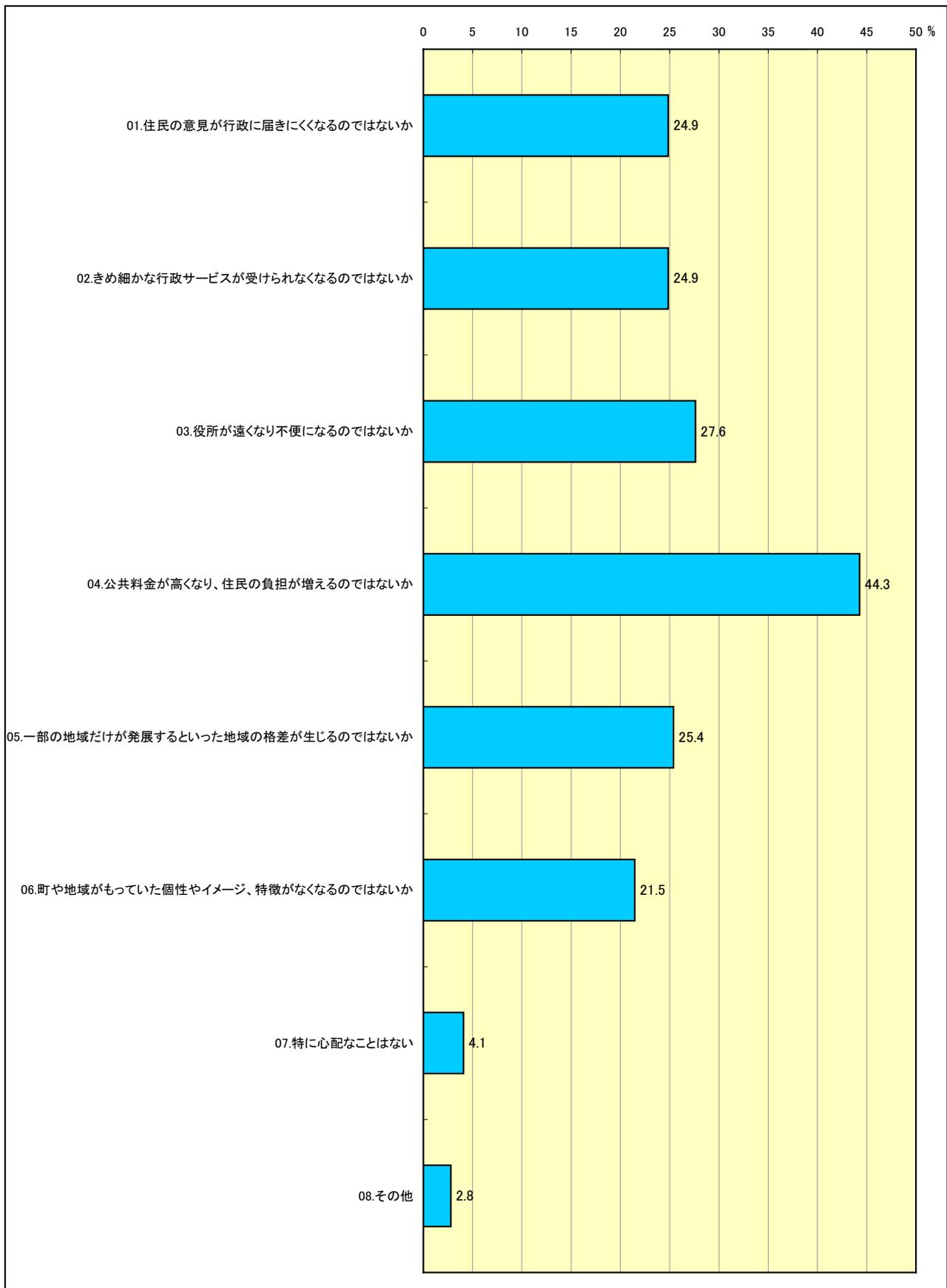
⑤重点的に進めていくべきこと

少子高齢社会に対応した地域福祉や教育環境の充実、住民参加や行財政改革を求める人が全体を通して高くなっています。また、新市の一体化や連携強化のための道路網の整備、雇用や産業の活性化、定住などを求める人も多くなっており、新市の施策として重点的に進めていく必要があります。

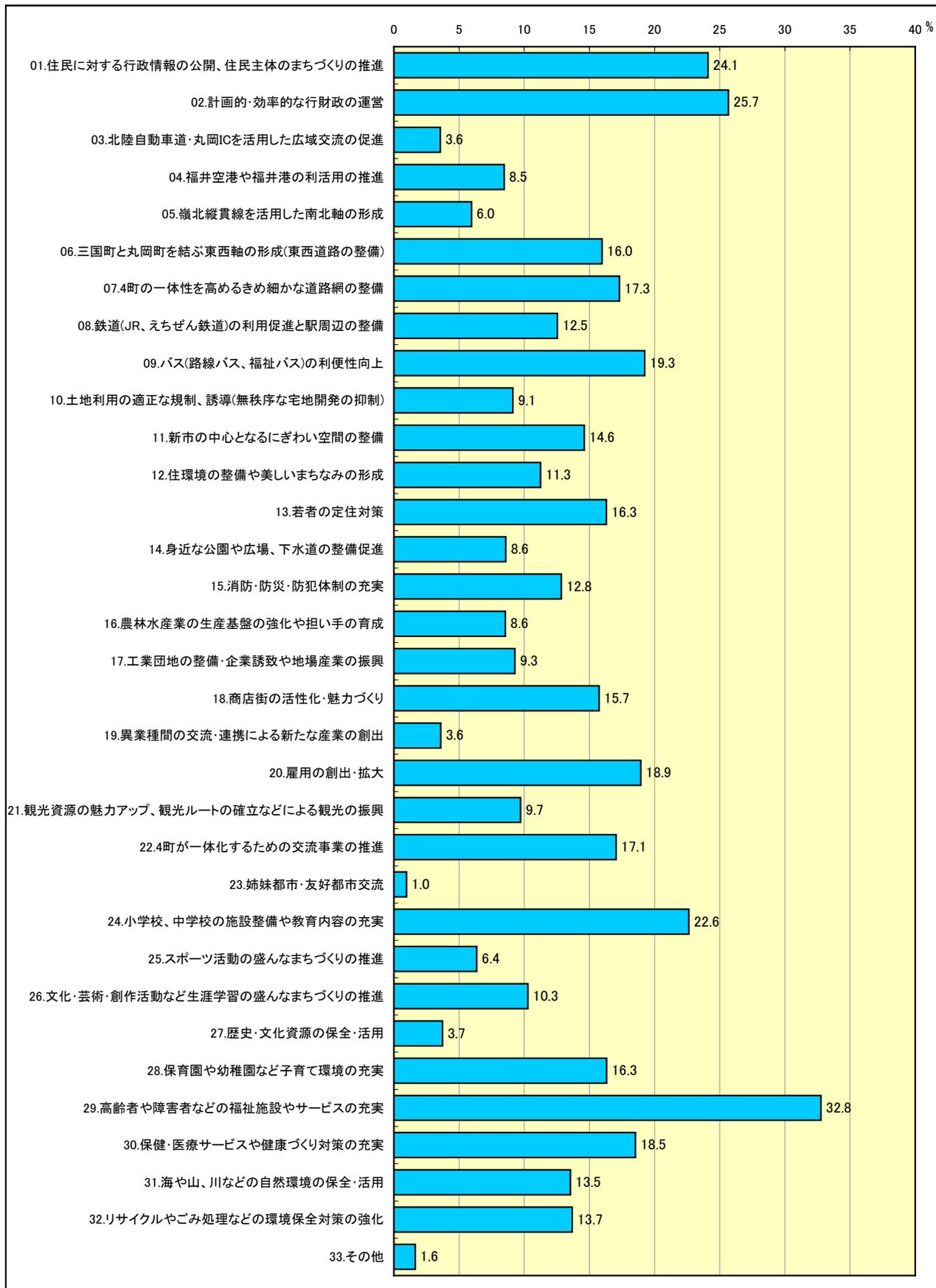
【住んでいるまちに対する評価（全体）】



【合併に対する心配ごと（全体）】



【重点的に進めていくべきこと（全体）】



第2章 合併の効果

1. まちづくりの視点からみた効果

(1) 県下第2位の都市が誕生する

4町が合併して誕生する新市の人口は、平成16年4月1日現在で92,691人、世帯数は27,684世帯で、ともに福井市に次いで県内第2位の都市となります。

これにより、地域の存在感や「格」の向上、地域のイメージアップが図られるとともに、合併後の事業などに対する国や県からの財政面での支援や事業面での配慮も期待され、東西約32km、南北約17km、総面積約210km²に及ぶスケールメリット^(※)を活かしたまちづくりの施策を展開することで、若者の定着、新たな企業進出や重要プロジェクトの誘致などが推進され、活力のある新市の発展が期待されます。

なお、4町の合併に先立ち、平成16年3月1日に芦原町と金津町が合併し「あわら市」が誕生していますが、住民アンケートの結果からは、将来的には地域的なつながりの強い両市が合併し、旧坂井郡1市として更に発展していくことも期待されています。

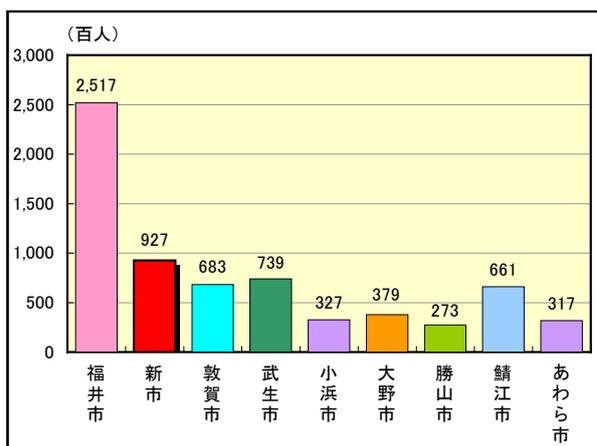


図 新市と県内7市との人口の比較

(資料：福井県の推計人口(H16.4.1現在))

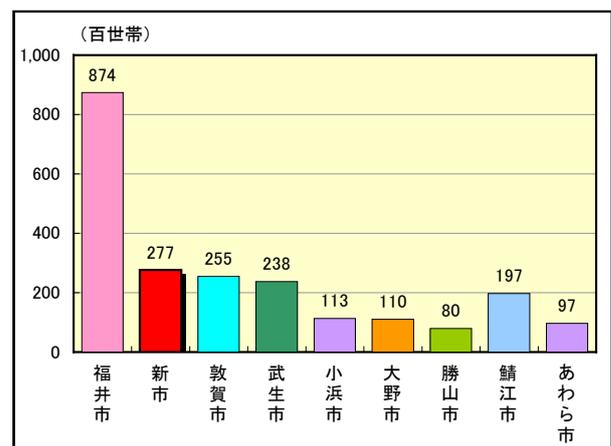


図 新市と県内7市との世帯数の比較

(資料：福井県の推計人口(H16.4.1現在))

(2) 住民主体のまちづくり

地域の自主性、自立性をもった地域自治・住民自治を推進することで、これまで築いてきた地域コミュニティ^(※)や行政と住民の信頼関係の維持発展が可能となるとともに、地域の特性を踏まえて実施してきたまちづくりや事務事業などの継続発展が可能となります。

また、住民と行政の責任と役割分担を明確にするとともに、住民に対する情報公開や説明責任を徹底することで、住民と行政のパートナーシップのまちづくりを推進することができ、さらに、住民が自ら考え、積極的に行動する住民主体のまちづくりへと展開していくことが期待できます。

(3) 日常的・広域的な連携強化と新たな活力の創造

新市は歴史的にも深いつながりがあり、また、平坦で連続する共通の地理的条件にあることから、これまでも日常的な交流が活発に行われてきました。

現在、北陸自動車道、国道8号、国道305号、国道364号、嶺北縦貫線、芦原街道をはじめとする南北方向の幹線道路が整備されていますが、今後、広域的な交流・物流拠点であるテクノポート福井と北陸自動車道丸岡インターチェンジを結ぶ道路や、福井市方面とを結ぶ新たな道路の整備促進が図られることにより、JR北陸本線やえちぜん鉄道の鉄道網も含めた総合的な交通体系が確立されます。

これにより、新市の一体性が強化されるとともに、周辺都市圏を含めた人的・物的交流が活性化することで、新たな交流拠点や産業拠点などの活力創造が期待されます。

(4) 公共輸送機関を活用したまちづくり

新市における路線バスやコミュニティバス^(※)の路線網を見直すことにより、JR北陸本線やえちぜん鉄道の利用促進が図られ、高齢社会や地球温暖化などの環境問題に対応した、人と環境に優しいまちづくりの推進が期待されます。また、鉄道利用者の増加により、新市の玄関口にふさわしい鉄道駅周辺の整備と活性化が期待されます。

福井空港には、県警察航空隊ヘリコプターと県防災空港隊ヘリコプターの基地があり、暮らしの安全や生命・財産を守るための空の防災拠点としても重要な役割を果たしています。平成9年1月に起きた「ロシアタンカー重油流出事故」、平成16年7月に発生した「福井豪雨」の際においても、人員・物資の輸送や報道などで多くの航空機が離発着し、災害時にはなくてはならない交通拠点として活用されました。現在、定期便は休航していますが、地域住民と一丸となって定期便就航に向けた働きかけを行い、より広域的な視点から福井空港を利活用していくことが期待されます。

福井港は、国家石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、またテクノポート福井の拠点港として、さらには福井県嶺北地域を中心とした背後圏の物流基地としての機能を果たしています。今後、工業・物流拠点としての更なる機能強化が期待されるとともに、海外との定期便の就航さらには、広域交流拠点としてのまちづくりへの活用も期待されます。

(5) 豊かな地域資源を活用したまちづくり

海・山・川・広大な農地を有する地理的条件、新市が有する歴史・文化などの地域資源を有効に活用することで、第一次産業の活性化が期待されるとともに、交流人口の増大、関連産業間や観光などの異業種連携による新たな産業の創出が期待されます。

2. 財政上の視点からみた効果

(1) 住民サービスの向上

組織の合理化などにより経費の削減が図られるとともに、総務・企画・議会事務局などの管理部門を効率化することにより、必要部門への職員の適正配置が図られます。

また、幅広い知識を有する職員を窓口業務へ配置することで、住民サービスの向上が図られるとともに、事業部門等では、職員を専門職化することでより高度なサービスの提供や部門の充実が期待できます。

(2) 大型プロジェクトの推進

財政基盤が強化されることにより、弾力的な財政運営が可能となり、4町単独では不可能であった大型プロジェクトなどの推進が可能となります。

(3) 行政コストの削減

町長、助役、収入役などの特別職や議員総数が減少し、人件費などの経費削減が行えます。一般職の職員の人件費についても、長期的な展望のもとに削減することが可能となり、新市の規模に見合った職員数に是正することが可能となります。

これらの人件費の削減により生じた経費や成果を、新たな時代のニーズに即した事業投資や住民サービスの拡充につなげることが可能となります。

(4) 合併特例法の適用

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき、合併後 15 年間について財政支援措置が受けられます。

①地方交付税の額の算定の特例（第 11 条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後 5 年度については段階的に増加額を縮減する。

市町村の合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費について、地方交付税法に定める基準財政需要額の数値を補正して措置する。

②地方債の特例（第 11 条の 2）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。

- ・ 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

第3章 新市まちづくりの基本目標

1. 新市まちづくりの基本方針

(1) まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、合併によって誕生する人口規模福井県第2位となる新しい市のまちづくりを進めていく上での基本的な姿勢や考え方を示すものです。

合併によるまちづくりは、少子高齢化などの人口動向や厳しい社会経済情勢などを背景に検討するものですが、単に合併による効率化のみを優先するのではなく、これまで培ってきた地域のまちづくりをお互いが尊重し、認め合いながら、新市としての一体的なまちづくりを進めていかなければなりません。

また、合併の究極の目標は住民福祉の向上であり、豊かな自然や歴史文化などとともに培われてきた住民の生活がより豊かで快適なものとなるように、様々なメリットを生み出していくものでなければなりません。

さらに、このような市を目指すためには、住民と行政が一緒になってまちづくりについて考え、共に行動していくことが重要です。

以上のようなことから、次のことをまちづくりの基本理念として掲げます。

①住民とともに育むまち

住民がいつまでも住み続けられるまちを目指すためには、そこに住んでいる住民の声を反映する必要があります。このために、行政の情報を住民みんなが共有し、住民と行政が協働（パートナーシップ）でまちづくりを進めていくことを基本とします。

まちづくりに対する住民のニーズが多様化、高度化する中で、これまで築いてきた地域の個性やコミュニティ^(※)を継承し、地域の均衡ある発展を目指すために、住民自身によるきめ細かなまちづくりに取り組んでいくことを基本とします。

②交流と連携による活力のあるまち

合併により、海や山、歴史文化などの多様な資源を共有することになりますが、その一方で、地域の中心や公共施設、交流拠点などが広範囲に分散することとなります。新市の一体性を高めるとともに、地域の資源を住民が互いに共有・活用でき、住民同士のふれあいを創出するために、各地域や拠点などの連携を強めることを基本とします。

多様な地域資源を活かした新市内外との交流の促進や、スケールメリット^(※)を活かしたまちづくり施策を展開することで、福井県第2位の都市にふさわしい魅力と活力を創造していくことを基本とします。

③自然や歴史文化と共生するまち

新市は、絶景を誇る東尋坊に代表される海岸線、福井県のシンボリックな河川である九頭竜川、丈競山などの緑豊かな山々を源流とする竹田川などの河川、これらの流域に広がる優良な農地などといった豊かな自然環境に培われてきました。

また、古代に築かれた歴史資源や近代的な文化資源、さらには、古城や海運商人が築いた歴史的なまちなみなどは、現在も生活に根付いた地域の宝です。

このため、これまで守り育ててきた豊かな自然や歴史・文化を、地域固有の財産として次代に引継ぎ、これらと共生していくことを基本とします。

④人にやさしいまち

今後ますます進展が予想される少子高齢社会において、すべての人が住み慣れた地域で互いにいたわり、助け合い、安心して暮らすことができるように、保健・医療・福祉を一体的に捉え、きめ細かな健康管理や各種サービスを提供することを基本とします。

子供を生み育てやすい環境づくりを進めるとともに、高齢者や障害者を含め全ての人が個性を發揮し、一人ひとりが輝き、多様なライフスタイル（生活様式）が実現できる、人にやさしいまちづくりを実践していくことを基本とします。

(2) 新市の将来都市像

新市が目指す将来都市像は、まちづくりの基本理念で明らかにしたように、地域が平等に発展しつつ互いに交流と連携を深め、福井県第2位の都市にふさわしい魅力と活力の創造につながるものでなければなりません。また、私たちの生活の基盤が、豊かな自然や先人たちが築いた歴史文化の上に成り立っていることを忘れてはなりません。そして、すべての人が個性を発揮できる社会環境を築いていくことが大切です。

何より、まちづくりの基本は「人」であり、人や地域の声を最大限に反映したまちづくりを展開していくことを、常に心がける必要があります。

そこで、まちづくりの基本理念を踏まえ、新市の将来都市像を以下のように定めます。



輝く未来へ

きらめく水平線、黄金色の農地、深緑の山々など、新市は、光輝く豊かな自然環境に包まれています。さらに、これらの自然環境や住民の生活に根付いた数多くの歴史・伝統文化など、地域の個性や宝となる資源がたくさんあります。住民一人ひとりが地域に対する強い誇りと愛着をもち、さらに磨きをかけながら未来に引き継いでいきます。

また、スケールメリット^(※)を活かしたまちづくりの推進や賑わいの創出、多様な地域との交流など、より広域的な視点でまちづくりを進めることで、無限の可能性を秘めた輝く未来への扉が開きます。

みんなで創る希望の都市^{まち}

これからのまちづくりの主役は住民です。住民が主役となって真に誇りと愛着をもって暮らすためには、将来の発展を予感させる希望に満ちた都市^{まち}である必要があります。

住民一人ひとりの主体的な参画のもと、住民と行政のパートナーシップにより、人それぞれが夢を描き、それを実現することができる都市^{まち}を創造していきます。

2. 新市まちづくりの基本目標

新市の将来都市像『輝く未来へ…みんなで創る希望の都市^{まち}』を実現するため、8つの基本目標を掲げ、個別のまちづくり施策へと展開していきます。

(1) 住民とともに育むまちづくり

豊かな自然環境のもとで数多くの歴史を築いてきた新市は、地域独自の文化を生み出し、住民との強い信頼関係のもとに地域独自のまちづくりを展開してきました。

地方分権が進み、地域間の競争が今後ますます激しくなる中で、地域の特性を活かし、住民のニーズに対応しながら各地域が平等に発展していくためには、住民がまちづくりに積極的に参画していくことはもちろん、住民自らが地域への誇りや愛着をもちながら、地域づくりの中心となって活動していくことが不可欠となっています。

このため、地域自治・住民自治の仕組みを整え、地域住民のニーズに的確に対応したきめ細かな行政サービスを提供するとともに、地域まちづくりのリーダーとなる人材を養成しながら、地域の個性を活かした均衡ある発展の実現に向けて、行政と住民、団体、非営利団体（NPO^(※)）、ボランティアなどとの連携による協働（パートナーシップ）のまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 多様な都市活動を支えるまちづくり

美しい海や山、広大な田園風景など、優れた自然環境に包まれている新市においては、産業活動や住民の生活は、自然との調和を基本に展開していかなければなりません。

このため、無秩序・拡散的な開発を抑制し、新市の土地利用が適正に形成されるように、住民が主体となった土地利用のルールづくりに努めます。

その上で、活力ある都市活動を展開していくためには、これを支える根幹的な都市基盤の充実が不可欠です。また、新市としての一体性を強め、都市の魅力を総合的に高めていくためには、新市内外を含めた連携強化に向けた基盤の充実が必要です。

このため、新市の一体性を強化する骨格的な道路網を形成するとともに、各地域や拠点間を結ぶきめ細かな道路網の整備・充実を進めます。また、福井空港や工業・流通の拠点である福井港（テクノポート福井）を活用したまちづくりに取り組んでいきます。

さらに、高度情報化社会においては、情報通信体系の整備は産業の高度化や生活環境の充実などに深く関連することから、地域情報化の推進に取り組んでいきます。

(3) 地域の活力を創造するまちづくり

新市は、広大な農地が培う県下有数の穀倉地帯であるとともに、水産業や林業などの第1次産業が盛んです。また、テクノポート福井やソフトパークふくいをはじめとして多くの企業や事業所が立地する産業都市でもあり、さらに、地域内外から多くの人を訪れる「市」や、交通の利便性を活かした商業活動も盛んです。

しかし、長引く景気低迷の中で、産業基盤を強化していくことが求められており、また、特に福井市を就業地としている居住者が多く、雇用拡大などの対応が求められています。

このため、それぞれの産業振興策に取り組んでいくとともに、東西・南北方向の広域交流を活

かした新たな経済圏の創出、異業種間の連携やコミュニティビジネス^(※)などの新たな産業の育成、地産地消^(※)の推進など、都市として自立・発展できる活力の創造に取り組んでいきます。

(4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

誰もが自分のまちに誇りをもち、安心して快適に暮らせるためには、安全で健全な生活が保障され、精神的にも落ち着いて生活できる環境づくりが必要です。

このため、豊かな自然環境と調和した質の高い住宅地の整備に努めるとともに、身近な生活道路の充実や公園・緑地の確保、上下水道の整備など、快適な居住環境の形成に向けて積極的に取り組んでいきます。また、高齢者や交通弱者が安心して買い物や移動、交流ができるように、鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの充実・利便性の向上に努めます。さらに、安全で安心して暮らせる防災・防犯体制の強化や、雪に強いまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 美しい自然と共生するまちづくり

地球温暖化は、世界規模に広がった環境問題です。一方、私たちの回りでは、ゴミの減量化や分別、リサイクルなどといった身近な環境問題への対策が重視されており、環境問題に対する住民の意識も高まっています。

このため、住民一人ひとりが環境問題に対する強い認識をもち、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、持続可能な循環型社会の構築と環境に負荷を与えないライフスタイル（生活様式）への転換に取り組んでいきます。

また、これまでのまちづくりは、量的な充足を重視し、質に対する配慮がおろそかにされてきた面があり、四季折々に変化する地域固有の自然美や、生活や歴史などと結びついた特徴的なまちなみは失われつつあります。

このため、美しい海や山、川、田園などの自然景観の保全や、地域固有の歴史・文化に育まれたまちなみの保存、さらに、誇りをもちて暮らすことのできる美しいまちの創造に向けて、住民とともに取り組んでいきます。

(6) 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

急速な少子高齢化の進展にともない、老後への不安や健康などへの関心が高まっており、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

このため、保健・医療・福祉の連携を深め、日々の生活を通じた健康づくりや健康相談、高齢者や障害者に対する生きがいづくり、医療機能の充実や福祉との連携、福祉サービスの充実などに努めるとともに、誰もが平等に暮らし、

社会に参画することのできる環境づくりに取り組むなど、多様化・高度化する住民の要望・要求に対応していきます。

また、若い世代が家庭や子育てに夢をもち、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けて、子育て支援体制の強化や育児環境の充実など、総合的な少子化対策に取り組みます。

(7) 生涯を通じて学び・育つまちづくり

今後、全国的な人口減少と少子化の進展が予測されている中で、次代を担う青少年の健全な育成は、新市にとっても重要な課題となっています。

このため、感情豊かな人格の形成、国際化・情報化社会に対応できる個性豊かな人材の育成など、子供たちが将来の夢を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。

また、住民一人ひとりが郷土に愛着をもち、すべての人が生きがいをもって生活を送ることができるように、生涯学習やスポーツのまちづくりに取り組むとともに、地域固有の歴史や伝統文化、芸術などに関する知識を広め、総合学習などへの活用を図りながら、次代に引き継いでいきます。

(8) 地域全体でもてなすまちづくり

新市は、日本有数の景勝地である「東尋坊」に代表される海岸線一帯や、日本最古の天守閣として知られる「丸岡城」、文化と科学の複合ゾーンである「文化の森」、農業を通じた交流を行う「いねす」など、個性的で多様な地域資源を有しており、毎年多くの人を訪れています。

しかし、近年は観光客の伸び悩みが続いているとともに、広い市域に分散していることから、通過型・一過性となることが懸念されます。

このため、それぞれの観光資源の魅力向上に努めるとともに、滞在型観光への転換、まちなか観光の推進、農林水産業や商業などとの連携による新たな観光産業の育成、観光ルートの確立や観光情報の発信など、見て・聴いて・触れて・体験できる全市的な観光振興策に取り組むとともに、訪れる人を地域全体でもてなす心の醸成に努めます。

また、交流の広域化や国際化の進展に対応するため、国内外を含めた多様な地域との交流を推進し、国際化社会に対応した世界に通じる人材の育成や新市の魅力を伝える情報発信に取り組めます。

3. ゾーン別まちづくり方針

新市は、広大な面積の中に海岸線や山林、田園などが広がっており、新市のまちづくりは、これらの地域を舞台（ステージ）として展開されるものです。

そこで、新市を地域の特性に応じた4つのステージに区分し、新市の将来都市像の実現に向けたステージごとのまちづくりや連携の方向性について示します。

地域の特性を活かしたまちづくりを展開する4つのステージ

（1）田園環境保全ステージ

県内屈指の米どころを支える優良な水田が新市の全域にわたって広がり、スイカやラッキョウ、そば、ゆり、カーネーションなどの農業特産物の生産も県内トップクラスとなっています。

今後も新市の農業生産の基盤として、営農環境の維持・改善、後継者の育成などに努めるとともに、観光との連携による観光型・体験型農業の場としての活用に努めます。

また、農地の無秩序・拡散的な宅地化を抑制し、営農環境と調和のとれた田園地域にふさわしいゆとりのある土地利用の形成に努め、美しい田園風景を保全していきます。

（2）海洋交流ステージ

越前加賀海岸国定公園に指定されている海岸線一帯は、日本有数の景勝地である「東尋坊」に代表される観光・レクリエーション資源に恵まれ、「越前がに」に代表される海産物も豊富です。

今後も美しい海岸風景の保全、水産業の基盤として漁業基盤の維持・改善、後継者の育成などに努めるとともに、観光との連携による体験型観光の場として、また、自然・歴史・文化を包含した広域観光保養ゾーンとして、個性ある地域づくりに努めます。また、県内最大の工業港・流通港であるテクノポート福井においては、海外を含めた交流拠点としての活用に努めます。

（3）森林共生ステージ

新市の東側一帯を占める広大な森林地域は、竹田川の源流となり、緑豊かな新市のイメージを特徴づける骨格的な緑地です。

今後も貴重な自然植生をはじめとする豊かな自然環境や森林のもつ公益的機能の保全、林業生産基盤としての維持、後継者の育成などに努めるとともに、レクリエーション活動の場、自然教育の場などとしての活用に努めます。

（4）賑わい生活ステージ

新市においては、これまでに4町が築いてきた生活や産業、文化の中心となる市街地が分散しており、面的な基盤整備や道路、公園、下水道などの基盤整備、公共施設建設などの公共投資を重点的に行ってきました。

新市の均衡ある発展と、自然環境と調和のとれた美しいまちの形成に向けて、今後もそれぞれの地域の特性に応じた市街地整備を進め、地域における賑わいの創出や住民の日常的生活、コミュニティ^(※)活動の場として展開していきます。

新市の一体性と連携を強化する4つの交流軸

(1) 南北交流軸

新市には、北陸自動車道や国道8号、国道305号、国道364号をはじめとする道路網や、北陸本線、えちぜん鉄道の公共交通網が整備されています。

今後、国道8号の4車線化・バイパス整備の促進や、福井外環状道路の整備などにより南北方向の骨格道路網を充実し、地域や圏域を越えた広域的な交流を推進していきます。

一方、新市のほぼ中央を縦断する主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）や主要地方道福井加賀線（芦原街道）を新市の背骨となる骨格道路として位置づけ、拡幅整備の促進や沿道環境の整備に努めるとともに、住民相互の日常的な交流や文化交流などの促進、新市の活力を創造する都市活動などを展開し、新市の連携と一体性を高めていきます。

(2) 東西交流軸

東西に長い新市の一体性や連携を強化するためには、特に東西方向の骨格となる道路網の整備が不可欠です。

このため、拡幅整備などによる既存道路網の充実を図るとともに、地域高規格道路である福井港丸岡インター連絡道路の整備により東西方向の骨格道路網を形成し、住民相互の日常的な交流や文化交流などの促進、新市の活力を創造する都市活動などを展開し、新市の連携と一体性を高めていきます。

(3) 観光交流軸

新市の西端に位置し、南北に続く海岸線には、数多くの観光・レクリエーション資源が分布しており、国道305号は越前海岸一帯と石川県加賀市方面を結ぶ重要な幹線道路となっています。また、山間部を走る国道364号は、永平寺町や石川県山中町方面を結び、本市東部地域における重要な幹線道路となっています。

これらを観光交流軸として位置づけ、地域の資源の有機的な連携を強化するとともに、周辺市町村や「越前・加賀みずといで湯の文化連邦^(※)」との連携による一体的・連続的な交流を促進し、自然と歴史・文化が融和した個性ある地域づくりや新たな活力創造を推進していきます。

また、東西方向の観光交流軸を形成し、地域に分散する資源を有機的に結びつけながら、全市民的な観光交流を促進していきます。

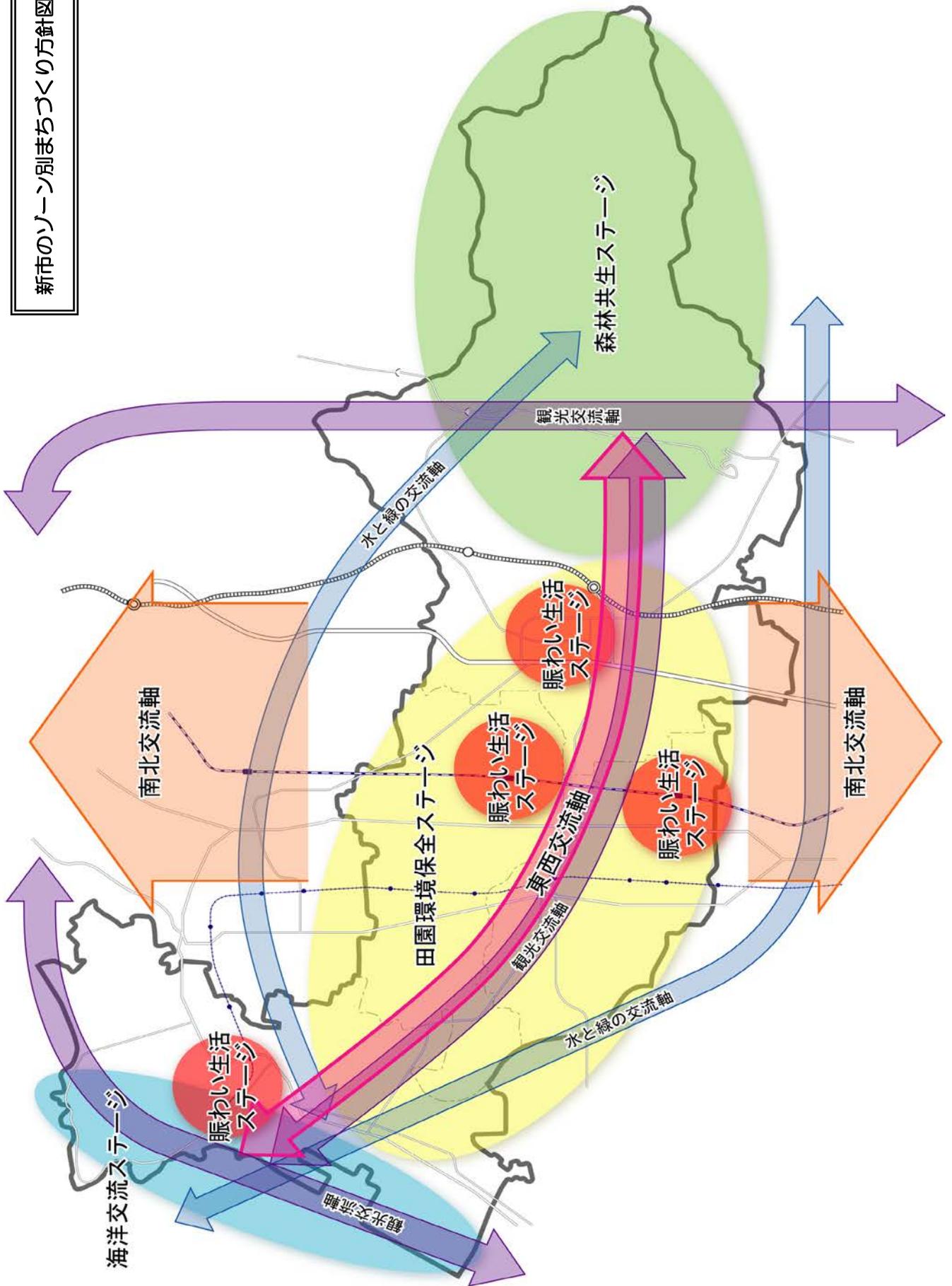
(4) 水と緑の交流軸

新市には、緑豊かな森林地域を源流とする竹田川や、兵庫川などの数多くの河川が流れ、県内屈指の米どころである坂井平野を潤しています。そして、福井県のシンボリックな河川である九頭竜川に合流し、日本海に注いでいます。

今後とも河川の水質環境を保全・改善していくとともに、河川敷や堤防を利用した公園や散策空間などの整備に努め、潤いのある水辺交流軸として活用していきます。

また、十郷用水などの農業用水路のパイプライン化^(※)にともなう跡地を、散策路や自転車道、親水空間などとして活用し、特徴的な水と緑の交流軸を形成していきます。

新市のゾーン別まちづくり方針図



4. 主要指標の見通し

(1) 人口

平成7年～12年の実績を基にして将来の人口をコーホート要因法^(※)により推計すると、目標年次である平成27年の人口は、平成12年の91,173人に対して、約91,000人(封鎖人口^(※))～約105,000人(市町村移動率^(※))になるものと予測されます。

新市は、これまで自然増を大幅に上回る社会増によって県内有数の人口増加率を示してきましたが、周辺の各市町村においても定住対策を推進していることから、今後も新市への転入超過の傾向は続くものの、これまでのような大幅な移動はないものと考えられます。

そこで、将来の人口は上記の予測値の間で推移するものと想定し、平成27年で約98,000人と予測します。その上で、UJIターン^(※)の推進、子育て支援などの総合的な少子化対策などを推進することにより、将来的には10万人都市になることを目指したまちづくりを進めます。

また、将来の年少人口(0～14歳)は約15,600人で、平成12年からほぼ横ばいで推移し、生産年齢人口(15～64歳)は約59,000人、高齢人口(65歳以上)は約23,400人となり、高齢化率は平成12年の18.8%から23.9%に増加するものと予測されます。

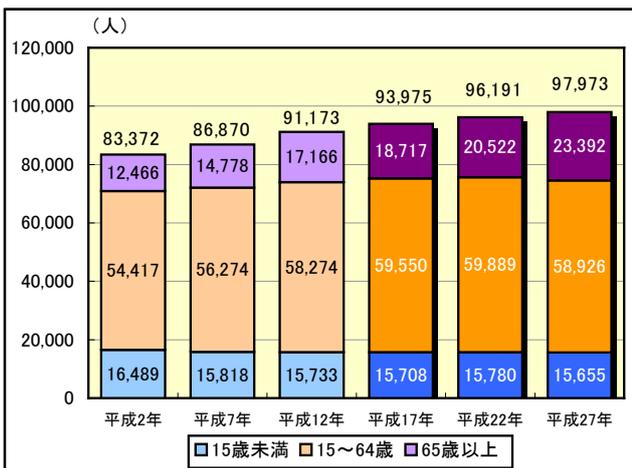


図 将来の年齢構成別人口の見通し

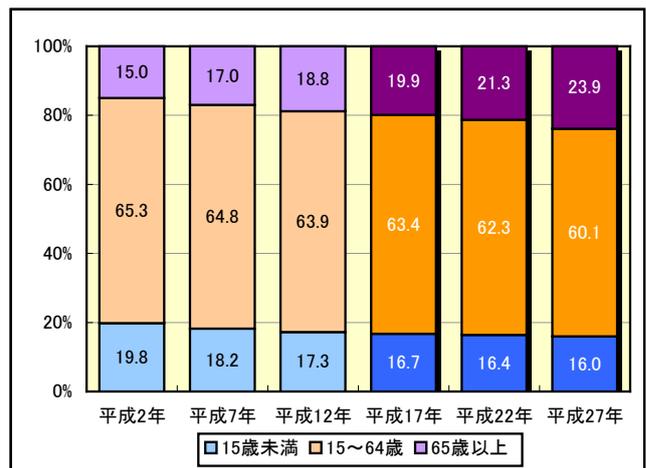


図 将来の年齢構成別人口構成比の見通し

(2) 世帯数・世帯人員

将来の世帯数は、将来の世帯人員を推計し、将来人口を世帯人員で除することにより算出しました。

将来の世帯人員は、世帯分離や少子化などにより今後とも減少傾向が続くものの、その傾向は緩やかになるものと想定して、対数回帰式^(※)により推計しました。

この結果、目標年次である平成27年における世帯人員は3.23人/世帯、将来世帯数は約30,300世帯になるものと予測されます。



図 将来の世帯数・世帯人員の見通し

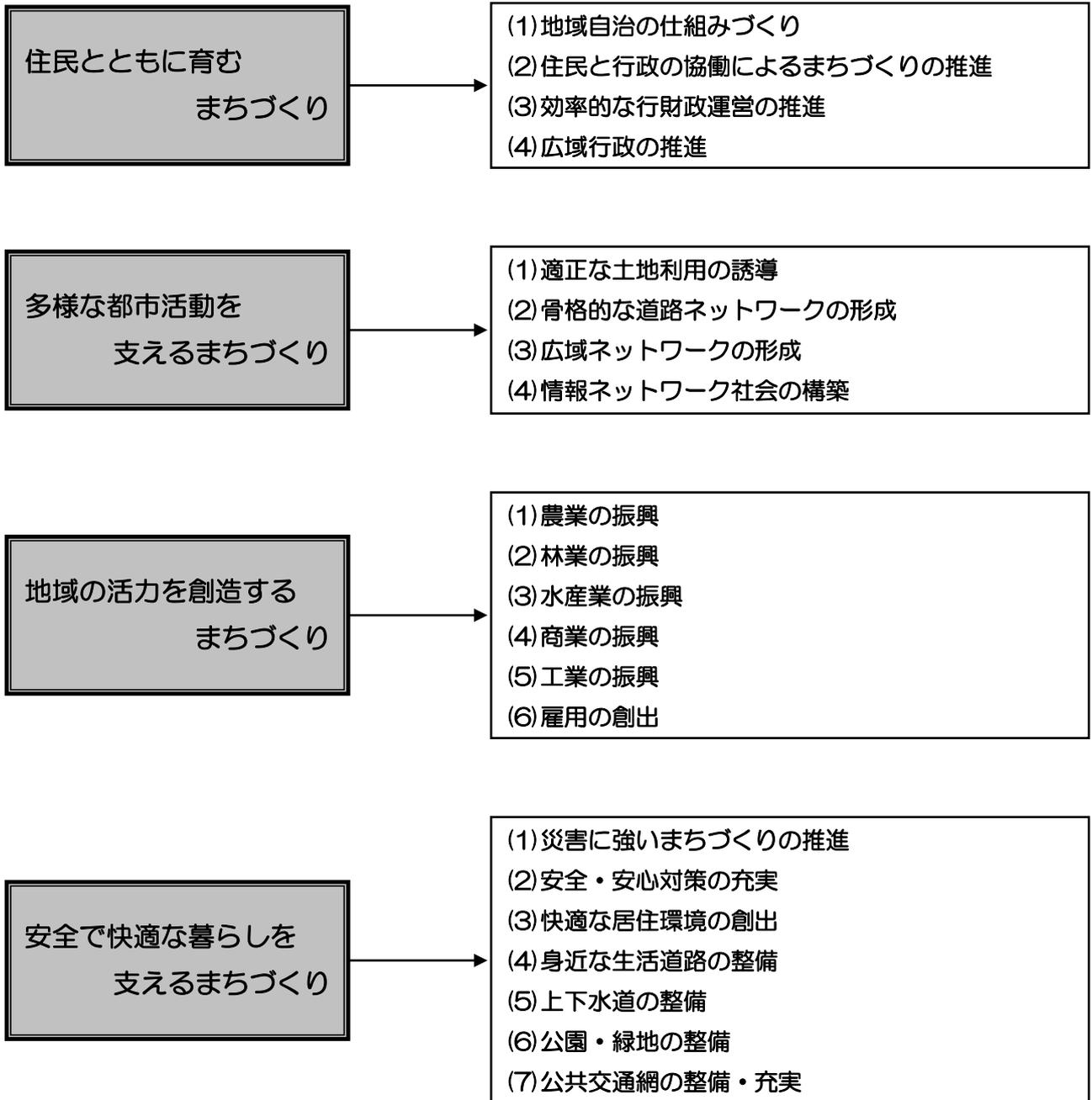
第4章 新市まちづくりの基本施策

1. まちづくりの基本施策

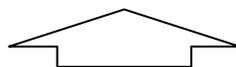
まちづくりの基本目標に基づき、『輝く未来へ…みんなで創る希望の都市^{まち}』の実現に向けて、次のような施策の展開を図ります。

【まちづくりの基本目標】

【まちづくりの基本施策の柱】



【まちづくりを進める仕組み】



住民と行政の協働のまちづくり

【まちづくりの基本目標】

【まちづくりの基本施策の柱】

美しい自然と共生する
まちづくり

- (1) 良質な水資源の確保
- (2) 自然環境の保全と共生
- (3) 循環型社会の構築
- (4) 公害対策の推進
- (5) 美しいまちなみの形成

誰もが笑顔で暮らせる
まちづくり

- (1) 地域福祉の充実
 - ① 児童福祉の充実、② 高齢者福祉の充実、
 - ③ 障害者福祉の充実、④ ひとり親家庭福祉の充実
- (2) すべての人に平等な地域社会づくり
 - ① 男女共同参画社会の推進
 - ② 人権尊重の社会づくり
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 地域医療体制の充実

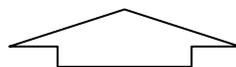
生涯を通じて学び・育つ
まちづくり

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育・生涯学習の充実
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興
- (5) 歴史・文化・芸術の伝承と振興

地域全体でもてなす
まちづくり

- (1) 観光資源の個性と魅力づくり
- (2) 観光のネットワーク化
- (3) 観光情報の発信
- (4) 地域が一体となったもてなしのまちづくり
- (5) 国際交流・地域交流の推進

【まちづくりを進める仕組み】



住民と行政の協働のまちづくり

1. 住民とともに育むまちづくり

地域自治・住民自治の仕組みを整え、住民と行政の協働のまちづくりを進めていきます。

(1) 地域自治の仕組みづくり

住民サービスが低下する、住民の声が行政に届きにくくなる、地域格差が生じる、地域の個性がなくなるなどの、合併によるデメリットや住民の不安を解消するため、地域住民をはじめ、各種団体や非営利団体（NPO^(※)）、ボランティア、企業など、多様な人々がまちづくりに参画できる地域自治の仕組みを確立します。

これと合わせて、新市の事務所の方式を総合支所方式とし、本庁機能を現在の坂井町におき、現在の4町ごとに地域自治区を設置します。

これにより、本庁では、財政の運営、管理、新市全体に関わる政策立案や事務事業の一体的かつ効果的な推進、各地域自治区間の総合調整など、広域的な視点から行政を行います。

各地域自治区では、窓口業務や生活・地域保健サービスなど、住民の生活に直結した行政サービスを住民に身近なところから提供するとともに、これまで実施してきた地域固有のまちづくりの施策の継続・発展や、地域の個性を活かした均衡ある地域振興策の推進を図ります。

また、各自治区においては、地域振興の母体となる地域協議会の設置や、より身近で自主的な活動組織となるまちづくり協議会の設置を検討するなど、地域住民が積極的にまちづくりに関わることのできる仕組み、自主的なまちづくりを推進することのできる仕組みを整備します。

(2) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

新市のまちづくりにおける地域自治の原点は、まず、個人や家族などの力で可能なことは各々がいき、できないことを地域の協力で行う、それでも不可能なことは行政で解決するという補完性の原則にあります。

このため、住民一人ひとりのまちづくりに対する普及啓発を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材やリーダーの養成、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO^(※)）の育成、行政の支援体制の整備など、地域に根ざした活動を支援し、住民と行政が役割を分担しながら協働でまちづくりを推進します。

また、公民館や集会施設などを整備・充実し、地域のまちづくり活動の拠点として活用するとともに、老若男女を問わずすべての人が憩い、ふれあうことのできるコミュニティ^(※)活動の拠点として活用していきます。

さらに、広報やホームページ、パブリックコメント^(※)、住民ワークショップ^(※)の開催などにより、まちづくりや施策に関する幅広い情報の提供と共有化を図り、政策の立案段階から住民の声がまちづくりに反映できる体制づくりに努めます。

(3) 効率的な行財政運営の推進

新庁舎建設の検討と各支所との機能や役割の分担、これにともなう行政組織や事務事業の合理化・簡素化、職員の定員適正化計画に基づく職員数の適正化など行財政のスリム化を図ります。また、PFI^(※)などの民間活力の導入や、外部委託（アウトソーシング^(※)）計画に基づいて住民サービスの向上や経済効果が期待できる事務事業などの外部委託を推進するなど、健全で効率的な行財政運営を推進します。

基盤整備などにおいては、最適な事業手法の選択や事業の適正見直しを行うなど投資効果の高い事業推進を図るとともに、政策や施策に対する行政評価システム^(※)の導入を推進します。

また、既存施設の有効活用と適正な維持・管理・運営を図るとともに、指定管理者制度^(※)の導入を検討し、民間の知識や技術を活かしながら質の高い住民サービスの供給を図ります。

このほか、総合的な行政情報システム（電子自治体^(※)）の構築を推進し、行政事務の省力化・迅速化や窓口業務などの住民サービスの向上、住民に対する情報公開の充実などを図ります。

(4) 広域行政の推進

新市は、人口規模で福井県第2の都市になるとともに、福井県随一の穀倉地帯を支える坂井平野、豊かな味覚と美しい風景の海岸部、四季折々に変化する緑豊かな山々など、豊かな自然美が広大な市域の中に広がっています。

また、北陸自動車道や国道8号、国道305号、国道364号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、JR北陸本線などの広域交通網が整備されているとともに、国内外を含めた流通拠点となるテクノポート福井（福井港）、福井県唯一の空港である福井空港があり、さらに、新市を東西に結ぶ地域高規格道路^(※)となる福井港丸岡インター連絡道路が計画されているなど、優れた交通条件を備えた市となります。

このため、県都福井市に隣接する優位性のもとに、あわら市などの周辺都市との連携と役割分担を図りながら、農林漁業のさらなる振興に向けた産官学の連携や研究機能の導入、インターチェンジ・福井港・福井空港を活用した広域的な物流拠点の形成や産業の高度化、豊富な地域資源の活用と異業種間の連携による体験型・滞在型観光の推進、都市的サービス機能の導入などに努め、広域的な交流と連携を創出するまちづくり、福井県第2の都市として自立できるまちづくりを目指します。

また、効率的な行政事務および財政の運用、自治体間におけるサービスの平準化、住民の利便性などを考慮し、廃棄物の処理、介護保険、上下水道、電算業務など、これまで広域で取り組んできた事務の共同処理や、広域で利用してきた公共施設については、今後も広域的な事務処理・利用の促進を図ります。

2. 多様な都市活動を支えるまちづくり

広域交通網や空港・港湾を含めた総合的な交通体系の確立など、新市の都市活動を支える社会基盤の整備を進めていきます。

(1) 適正な土地利用の誘導

長期的・総合的な視点に立ち、住民とともに新市都市計画マスタープラン^(※)を策定し、周辺環境と調和のとれた適正な土地利用の誘導を図るとともに、今後も予想される宅地需要などを見通した市街地規模の見直しと基盤整備を推進します。

また、土地利用の高度化や土地行政の円滑化を図るため、GIS（地理情報システム^(※)）を導入しながら地籍を明確化し、適正な維持管理に努めていきます。

(2) 骨格的な道路ネットワークの形成

福井県内および石川県方面との広域的な連携の強化を図るため、北陸自動車道・丸岡インターチェンジや国道、主要地方道などを基軸とした南北方向の広域道路ネットワークを形成するとともに、県都福井市との道路網の整備に努めます。

このため、国道8号の4車線化およびバイパス整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、県道三国丸岡停車場線の拡幅整備を促進するとともに、福井外環状道路（地域高規格道路^(※)）や県道福井森田丸岡線などの新たな南北軸の整備促進に努めます。

一方、東西に長い新市の一体性と連携の強化が重要な課題となっていることから、福井港丸岡インター連絡道路（地域高規格道路^(※)）の整備促進により、東西方向の骨格となる軸を形成するとともに、既存道路網の拡幅・延伸整備などにより、海岸地域や田園地域、山間地域を含めた全市的な道路ネットワークの形成を図ります。

(3) 広域ネットワークの形成

製造業などの産業活動や物流、観光・交流などの広域化・国際化が進展しており、大量輸送・広域輸送が可能な空港や港湾が果たす役割は非常に大きくなっています。

福井空港については、現在定期便は休航していますが、今後、コミュータ航空^(※)や防災拠点としての活用を推進するとともに、新市と県が一丸となって関係機関等に働きかけを行い、県内唯一の空港として定期便の就航さらには空港整備の充実に努め、広域的な空のネットワークの形成を目指すとともに、空港関連施設や物流拠点の誘致など、空港を活用したまちづくりを検討していきます。

現在も多くの外国船が入港している福井港については、工業港・流通港としての機能強化を図るとともに、海外との定期便の就航や、海洋交流拠点・観光拠点としてのまちづくりへの活用を検討していきます。

また、北陸新幹線については、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能確保などの観点から重要な国家プロジェクトであり、福井県と連携・協力しながら早期整備を要望していきます。

(4) 情報ネットワーク社会の構築

本庁舎と各支所等の公共施設間をネットワークする総合的な行政情報システム(電子自治体^(※))を構築し、各種申請・届出業務の電子化や保健・介護・福祉のネットワーク化など、各分野での情報化を推進することにより、行政サービスの高度化や住民の利便性の向上を図ります。

また、高度化・多様化する情報化社会に対応し、生活や文化、産業などの多様な分野において情報を効果的に利活用するため、光ファイバー網の整備など地域情報ネットワークの構築に努めるとともに、双方向のCATVの整備を進め、自宅からも利活用できるサービスの検討・構築に取り組めます。

3. 地域の活力を創造するまちづくり

既存産業の振興、新たな経済圏の創出など、都市として自立・発展できる活力の創造に取り組んでいきます。

(1) 農業の振興

農業後継者や新規就農者、女性農業者などの育成・確保と就農への支援、技術的支援などを図るとともに、認定農業者や農業法人等の生産組織の育成などによる経営基盤の強化を図ります。

特に、新市は県内随一の米どころとなっていることから、農地の流動化や団地化などによる大規模経営化、直播栽培や高性能機械の導入、農業用水のパイプライン化^(※)による省力化と効率化などを推進し、生産基盤や生産性の向上を図るとともに、有機農法などを取り入れた高品質化、売れる米づくりを推進します。

また、野菜や花きなどの園芸農業の活性化、畜産業の経営強化と高品質化を推進するとともに、農産物の高付加価値化や二次加工品などの新たな特産品の開発と販路の確保、観光と連携した体験型農業の推進を図ります。

このほか、地産地消^(※)や食育^(※)の推進、安全安心な食への要求に対応した食品流通過程の明確化などに努めるとともに、家畜糞尿や生ごみの堆肥化・エネルギー化など、循環型農業を推進します。

(2) 林業の振興

森林のもつ公益的機能を保全するため、病虫害や鳥獣被害防止対策の推進、計画的な間伐の実施など、森林の荒廃防止対策を推進します。

林業事業体や林業の担い手の育成、各種助成制度の活用を推進するとともに、低コスト化を図るため、林道整備や機械化を推進します。

また、建設資材などにおける県産材の利用や公共工事における間伐材の利用促進に加え、地産地消^(※)の観点から林業・木材産業が一体となって、生産・物流体制の整備を進めます。さらに、間伐材に付加価値を加えた強化木等に対する技術支援等を図ることにより、林業・木材産業の活性化を図ります。

(3) 水産業の振興

水産業後継者の育成、新規就業者に対する情報提供や技術指導、各種助成制度の活用を推進するとともに、水産業経営の近代化、安定化を図るため、各種融資・制度の活用を推進します。

また、生活行動の改善などによる水質汚濁の防止、水産資源の確保に努め、豊かな海づくりを進めるとともに、稚魚・稚貝の放流など育てる水産業の推進を図ります。

このほか、水産物の安定供給や直売ルートの開拓、加工品の開発を促進するとともに、積極的なPR活動などによるブランドの強化、さらには、観光と連携した体験型漁業の推進などを図ります。

(4) 商業の振興

商業の経営安定化を図るため、後継者の指導・育成や融資制度、助成制度の拡充に努めます。

多様化する消費者の要望・要求に対応し、地域住民の生活に密着した商業サービスの充実に努めるとともに、地域の特性を活かした個性的な商業の振興、若者などに対する魅力ある店舗づくりなどにより、新市における購買活動の促進に努めます。

特にまちなかでは、商工会との連携やまちづくり機関（TMO^(※)）の育成などに努めながら、空き店舗を活用した新規参入やイベントの開催、まちなみや歩道・駐車場の整備など、中心市街地の活性化や魅力づくりに努めるとともに、観光との連携による新たな商業機能の導入を支援します。

一方、広域的な交流軸上に位置する国道8号、嶺北縦貫線、福井港丸岡インター連絡道路などの沿道では、田園環境との調和に配慮しながら、広域交通の利便性を活かした商業・交流機能の導入を検討します。

(5) 工業の振興

既存の工業団地や工場適地に加え、適正な土地利用計画に基づいた新たな工業団地の形成に努めるとともに、助成・融資制度の強化・拡充や税制面での優遇措置の強化などを図りながら、企業経営の安定・体質強化、優良企業の誘致に努めます。

福井県、嶺北地域における広域的な工業港・流通港として、テクノポート福井（福井港）への企業立地を促進するとともに、更なる機能強化や海外との定期便の就航、交流などの観光と連携した活用を検討します。

また、ソフトパークふくいおよび福井県産業情報センターを核として、情報サービス産業や情報産業育成機能の導入を図るとともに、異業種間の交流や産官学の連携などによる新規産業の創出、新製品や新技術の開発、物流の高速化・国際化への対応、地球規模に広がった環境問題への対策など、社会情勢の変化に対応した新たな産業の受け皿づくりに努めます。

地場産業については、後継者の育成・確保、経営の安定化に努めるとともに、異業種との交流などによる新技術・新分野の開拓、観光などとの連携による情報発信や販路拡大に努めます。

(6) 雇用の創出

特に若者を中心としたU J Iターン^(※)を促進するためにも、雇用力の高い企業の誘致や地元雇用の創出、企業創業者や開業者に対する支援、多様な就労形態に対応できる社会基盤の整備などを進めながら雇用の安定化を図るとともに、国や県、商工会などと連携しながら、求人・求職に関する情報発信に努めます。

また、中高年者やシルバー人材、障害者などに対する就労機会の創出や、資格取得などの勤労者の能力向上に努めるとともに、福利厚生の実施など働きやすい環境づくりに努めます。

4. 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

誰もが安全で安心して暮らせる快適な居住環境の形成、鉄道やバスなどの公共交通網の充実に取り組んでいきます。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちを目指すため、また、地震や水害などの災害発生時には迅速かつ適切に対応するため、新市において地域防災計画を策定するとともに、行政職員の資質向上と適正配置を図りながら、総合的な防災対策を推進します。

山間部や海岸部における崖崩れ危険箇所の補強・監視体制の強化、水害発生危険性の高い河川の改修など、豊かな自然との共生に向けた治山・治水対策を推進します。

また、道路や橋梁、上下水道、電気などのライフライン^(※)、避難場所となる公共施設などの耐震化、消防本部の機能強化や防災センターの整備など、防災機能の強化を図ります。

さらに、消防団員の確保や訓練強化、防災用資機材の整備・充実、情報収集・伝達システムの構築などにより消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成を含めた救急隊員の専従化や高規格救急自動車の導入などにより、救急救助体制の充実を図ります。

このほか、防災マップの作成やイベント開催などにより住民の防災意識の高揚を図るとともに、消防団や自主防災組織の育成、防災リーダーの養成に努めながら、特に初期活動時や災害発生後における地域住民の連携など、地域コミュニティ^(※)による助け合いや支え合いを醸成します。

(2) 安全・安心対策の充実

交通安全対策として、歩道や自転車道の整備・段差解消、横断歩道や信号機、道路照明の設置、電線の地中化など、道路環境の整備を進めます。また、地域住民と行政・警察・交通安全関係団体などが連携し、幼児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教育の推進、交通マナーの向上に向けた意識啓発など、交通安全対策の充実を推進します。

防犯対策としては、警察との連携を図りつつ、防犯灯の設置、広報活動など安全な地域づくりを推進するとともに、地域住民が主体となった防犯パトロールなどの地域安全活動の推進をはじめとした、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

冬季間における円滑な道路交通を確保するため、民間業者や地域と連携しながら迅速かつ効果的な除雪活動を進めるとともに、消雪パイプの設置などを図り、雪に強い道づくりに努めます。

(3) 快適な居住環境の創出

今後も増加が予想される宅地需要に対応するとともに、U J I ターン^(※)による定住を促進するため、適正な土地利用計画のもとに、快適な環境を備えた住宅地の誘導に努めます。

このため、市街地における面的基盤整備や民間による優良な住宅地開発を促進するとともに、老朽化した公営住宅や住宅団地の計画的な修繕・改修、バリアフリー^(※)化などを進めます。

また、うるおいのあるまちなみづくりに向けた敷地の緑化や、歴史的な雰囲気と調和した特徴的なまちなみの形成など、誇りと愛着をもって住み続けることのできる住環境の整備を進めます。

田園地域においては、適正な土地利用計画に基づいて虫食いの・拡散的な宅地開発を抑制する

とともに、美しい田園風景と調和のとれた、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を誘導します。

(4) 身近な生活道路の整備

地域住民相互の日常的な交流を促進するとともに、住民の安全で円滑な移動性を確保するため、身近な生活道路の整備を促進します。

このため、地域や集落間、施設などを結ぶ主要な路線の拡幅整備、ネットワーク化を図るとともに、歩道や自転車道の整備、高齢者や障害者にも配慮した歩道のバリアフリー^(※)化、交通安全施設の充実などを進めます。

特に市街地内においては、住民の日常生活や商業活動などの円滑化、緊急車両の通行など安全性や防災性の向上を図るため、都市計画道路の整備促進や狭隘道路の解消に努めます。

(5) 上下水道の整備

上流域における有害物質の流入防止、水質管理を徹底するとともに、将来の水需要の動向に対応した水源の確保や管網の整備、圧力の均等化などを進め、安全で安定した水の供給を図ります。

また、地震などの災害に備え、水道施設の耐震化や老朽化した配水管の更新、配水池の増設、応急・復旧用資機材の整備などを進めます。

下水道については、住民の生活環境の向上、公共用水域の水質汚濁を防止するため、九頭竜川流域関連公共下水道事業計画に基づき、未整備区域の整備促進を図ります。

(6) 公園・緑地の整備

住民の身近な遊び場として、災害時における避難場所や延焼防止などとして機能する都市公園や広場の整備を促進します。また、既存の公園・緑地の再整備を促進するとともに、遊具の安全点検や樹木の剪定など計画的な維持・修繕を図り、美化活動などへの住民の協力を得ながら、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりに努めます。

このほか、優れた自然や歴史、文化、スポーツなど、新市が有する資源や個性を活かした特徴的な公園・緑地の整備を促進するとともに、墓地公園の整備を進めます。

これらの公園・緑地を、歩行者空間や街路樹、河川空間などで結ぶことにより、全市的な水と緑のネットワークを形成します。特に、十郷用水などの農業用水のパイプライン化^(※)に伴う跡地においては、自転車・歩行者道やせせらぎの整備など、特徴的な整備を進めます。

(7) 公共交通網の整備・充実

住民相互の連携強化とともに、都市機能や行政サービスを住民が等しく享受することができるように、また、観光の利便性向上に資するように、全市的な公共交通網の形成に努めます。

このため、JR北陸本線やえちぜん鉄道三国芦原線の各駅において、環境の充実やバリアフリー^(※)化を進めるとともに、駐車場や駐輪場の確保により鉄道利用への転換を推進するなど、鉄道の利用促進を図ります。特に、市街地の中心に位置する鉄道駅では、駅舎の整備や情報発信などの機能充実、駅周辺の整備など、地域の玄関口・拠点にふさわしい環境整備に努めます。

また、交通弱者や観光客に対する移動性の確保のため、既存の路線バスの存続に努めるとともに、コミュニティバス^(※)や福祉バス^(※)などの身近できめ細かな公共交通網の整備に努めます。

5. 美しい自然と共生するまちづくり

美しい自然と調和した環境にやさしいまちづくりの推進、誇りのもてる美しいまちなみの形成に取り組んでいきます。

(1) 良質な水資源の確保

水源涵養などの機能を有する森林を保全するとともに、水源地の継続的な水質検査の実施、水質検査体制の強化、汚濁物質の流入防止など、良質な水資源の確保や水質汚染の防止に努めます。

(2) 自然環境の保全と共生

美しい海や海岸線、緑豊かな山々、ふるさとの田園風景、豊富な水を湛える河川など、恵まれた自然環境を保全します。

このため、適正な土地利用計画に基づく農地の保全、環境保全に関わる計画策定や条例の制定、水質の保全、大気汚染や土壌汚染の防止、里山の保全などに努めるとともに、森林伐採や砂利採取などに対する適正な監視・指導、植林・造林を推進します。

また、学校教育や社会教育、自然体験イベントやボランティア活動などを通じて、住民一人ひとりに対する環境保全意識の高揚を図ります。

この上で、自然の生態系と身近にふれあうことのできるビオトープ^(※)の整備、自然環境やその地域の生活に親しみ、癒され、体験、交流ができるエコツーリズム^(※)の推進など、自然との共生を目指します。

(3) 循環型社会の構築

各種リサイクル法^(※)制度の徹底、ごみの分別収集や3R^(※)などを推進し、事業者や消費者に対するリサイクル意識の高揚と不法投棄の根絶を図るとともに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターやごみ収集施設、し尿処理施設などの機能強化・充実を図ります。

また、太陽光やバイオマス^(※)などの新エネルギー^(※)の導入、生ごみの堆肥化、環境に配慮した公共事業の実施、建設廃材などの再利用、グリーン購入^(※)、低公害車^(※)の導入などに努め、環境にやさしいまちづくりを目指します。

このほか、行政や事業所における環境管理システム^(※)の構築、家庭を含めた省エネルギー対策の推進など、持続可能な循環型社会の構築に向けて、住民、企業、行政が一体的に取り組んでいきます。

(4) 公害対策の推進

大気汚染の常時監視をはじめ、水質汚濁、土壌汚染などの各種調査分析により環境状態を常に把握し、環境問題に対して適切に対応するとともに、環境ホルモン^(※)などの新たな環境汚染物質への対応に努めます。

公害の発生が予想される施設や企業においては、公害の発生を未然に防止するため、公害防止協定の締結や立ち入り検査などによる規制や基準の徹底、適正な管理や改善指導などに努めます。

(5) 美しいまちなみの形成

住んでいる人が誇りをもつことができる、また、訪れる人の心にいつまでも残るような、美しい地域づくり・風景づくりを推進していきます。

このため、四季折々に変化する海・山・田園の自然景観の保全、既存の景観基本計画や景観条例の推進・拡充を図るとともに、景観法^(※)に基づく景観行政団体の指定や景観計画の策定などを進め、自然と調和した土地利用の誘導、美しい道路景観や建築物景観の誘導、地域の景観を構成する上で重要性の高い建造物や樹木の保全などを図ります。

特に、海運商人が築いた川岸のまちなみ、旧城下町の面影の残る丸岡城周辺のまちなみなど、地域固有の景観資源の保全に努めるとともに、これらと調和したまちなみの誘導に努めます。

また、景観に配慮した公共施設等のデザインや緑化、家庭における植栽や花植え、商店街や工場敷地の緑化、地域や地区が主体となった沿道や公園などの公共空間の緑化など、地域住民や企業などの協力を得ながら、まち全体が花や緑で彩られた美しいまちなみの形成に努めます。

6. 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

誰もが健康で平等に暮らすことのできるまちづくり、総合的な少子高齢化対策に取り組んでいきます。

(1) 地域福祉環境の充実

誰もが地域社会に参画できる環境づくり、お互いが支え合いながら生きがいをもって暮らすことのできる地域福祉社会の形成を図るため、地域福祉計画を策定し、これに基づいた様々な社会福祉活動や保健活動を実践していきます。

また、総合的な地域福祉活動の拠点となる施設を整備するとともに、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO^(※)）などを育成しながら、地域に根ざした福祉環境の充実を図ります。

① 児童福祉の充実

次世代育成支援地域行動計画^(※)を策定し、次代を担う子供たちが心身ともに健康で心豊かに生活できる環境づくり、安心して子供を産み育てられる環境づくりなど、総合的な少子化対策に努めます。

乳児保育、延長保育、時間外保育、放課後の学童保育など、住民ニーズの多様化に対応した保育環境の充実を図ります。また、需要予測に基づく保育施設の整備や統合、民営化などを進めるとともに、関係機関と協議しながら、幼保一元化^(※)に向けた計画づくりや体系化に努めます。

このほか、乳幼児医療費の助成などの子育てに対する経済的な支援に努めるとともに、地域子育て支援センターの充実、育児サークルや子育てボランティアなどの自主的な活動を支援し、多様化・高度化する要望・要求に対応していきます。

② 高齢者福祉の充実

今後、高齢社会はますます進展し、高齢者世帯の増加も予想されることから、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅介護や生活支援サービス、介護予防を目指したサービスなどの充実を図ります。

また、保健福祉に関する総合的な拠点施設を整備するとともに、高齢者同士や世代間交流の推進、生涯学習や生涯スポーツの推進、シルバー人材センターやボランティア団体などとの連携による社会参加の推進など、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに努めます。

③ 障害者福祉の充実

障害者をはじめ、すべての住民が地域の中で普通に暮らすことのできる社会づくりを目指すノーマライゼーション^(※)の理念に基づいて、生活環境における身体的・精神的な障壁を取り除くとともに、障害者の社会参加に努めます。

このため、障害者福祉計画を策定し、障害者についての正しい知識の啓発、学校や地域での福祉教育の推進、交流活動の充実などにより、差別や偏見のない地域社会づくりに努めます。また、障害者支援センターやボランティアなどの組織と連携しながら、障害者が自立して生活できるための支援、就労機会の創出、一人ひとりの能力や意思、主体性や自主性を尊重した社会環境づくりに努めるなど、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

④ ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の経済的安定を支援するため、手当での支給や医療費の助成などを継続していき

ます。また、子育てに対する精神的不安やストレスを解消するため、相談員や関係機関との連携を図りながら生活相談活動の充実を図るとともに、ひとり親家庭相互の交流の場を設けるなど、精神的援助に努めます。

(2) すべての人に平等な地域社会づくり

①男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会^(※)の構築に向けて、理解と協力を得るための積極的な広報活動を展開し、家庭や職場、地域での男女の固定的な役割分担意識の是正を図ります。

また、行政施策における男女共同参画社会の反映、共同参画型の推進条例の制定などを進めるとともに、男女がともに社会活動を続けられるよう、出産・育児や高齢者介護などへの支援体制の充実や男性の子育てへの参加を促進します。

②人権尊重の社会づくり

子供の虐待、ドメスティック・バイオレンス^(※)、外国人に対する差別など、国際化や情報化、少子高齢化の進展に伴う新たな人権問題に対処し、住民一人ひとりが互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う、人権が尊重される社会づくりを進めます。

このために、住民の人権意識の高揚を図るとともに、国や県、市町村、関係団体、民間団体などとの相互理解を深め、緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。

(3) 健康づくりの推進

すべての人が笑顔で、心身ともに健康に暮らすことができるように、健康づくりの実施・支援体制の強化、住民意識の高揚などを図り、生涯を通じた健康づくりを推進します。

安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けて、保健・医療・福祉・教育などが連携し、子供の健全な成長や発達を促すための体制、地域ぐるみの子育て支援体制の整備に努めます。

一方、若年期からの生活習慣病予防に努めるため、健康教育相談事業をさらに充実し、意識の向上に向けて取り組みます。また、各種健康診査の普及に努め、その後の生活習慣改善につながるよう指導体制の充実を図ります。

さらに、健康づくりの拠点となる保健センターの整備・機能充実を図るとともに、保健推進員などの地区組織やボランティアの育成、健康教室や料理教室の開催、歩行運動などの健康維持・体力増強のための手軽な運動の推奨に努めるなど、自主的な健康づくりを支援します。

(4) 地域医療体制の充実

住民の日常的な診療や健康づくりの推進、緊急時や高度な技術を要する診療への対応を強化するため、地域医療体制の充実と連携強化を図ります。

このため、より高度な診療や治療に対応できる設備や機能の整備・充実を図るとともに、医院・診療所と病院の連携強化、消防との連絡体制を強化しながら、休日・夜間診療や救急医療体制の強化を図ります。

また、健康相談や生活改善指導などを含めたかかりつけ医の推進、往診や訪問診療などの在宅医療、予防医療の推進など、医療と保健・福祉の連携を強化しながら、住民に密着した地域医療を推進します。

7. 生涯を通じて学び・育つまちづくり

教育環境の整備、生涯学習・スポーツのまちづくりに取り組んでいきます。

(1) 幼児教育の充実

様々な遊びや集団活動などを通して、将来の学習の基礎づくりを行うとともに、幼児一人ひとりの個性を尊重しながら、心の教育や道徳心を養う教育を推進します。

このため、関係機関と協議しながら、幼保一元化^(※)に向けた計画づくりや体系化に努め、幼児教育の多様化・充実を図るとともに、自然体験や芸術・福祉活動、異年齢交流や世代間交流の推進など、家庭や地域が連携しながら、様々な活動の仕組みや機会づくりを進めます。

また、老朽化した園舎の整備・修繕など、安全で快適な幼児教育の場にふさわしい施設や設備、環境の整備に努めます。

(2) 学校教育の充実

情報化・国際化などの変化の著しい時代に対応できる個性豊かな人材を育成するため、基礎的知識や技術・技能を身につけることのできる教育を推進します。

このため、教育機器の充実、国際化に対応した外国語教育の充実や高度情報化社会に対応した情報活用能力の育成、障害のある児童生徒の受け入れ体制の充実など、独自性のある教育の推進、教育環境の充実を図ります。

このほか、総合学習を充実し、自然や歴史、文化、産業などを取り入れた様々な体験を通じて自ら学び考える力を培い、多様な課題に対応していくことのできる児童生徒を育てるとともに、道徳性や生命の大切さに対する教育、相談体制の強化・充実など、健全な心の育成に努めます。

また、校舎や体育館などの改築・耐震化、人口増加に対応した教育施設の整備にあわせた学区の適正化を検討するとともに、学校給食センターの整備・拡充を図り、地産地消や食育の推進に努めていきます。

(3) 社会教育・生涯学習の充実

学校と家庭・地域、関係機関が一体となって、自然や歴史・文化体験、スポーツ、交流などの様々な活動の促進を図りながら、ボランティア活動の支援など地域づくりに努めます。

また、青少年活動の拠点となる施設の整備・充実、青少年教育団体やリーダーとなる人材の育成などを図るとともに、地域で子供を育てる環境の充実や地域住民によるボランティアの育成など、青少年の健全育成環境の充実に向けて、地域ぐるみで取り組みます。

さらに、生涯を通じて学び、すべての人が生きがいをもって暮らすことができるように、様々なライフスタイル（生活様式）に対応した生涯学習体制の整備に努めます。

このため、公民館や集会施設などを整備・充実し、地域のまちづくり活動の拠点として活用しながら、老若男女を問わずすべての人が憩い、交流し、学ぶことのできるコミュニティ^(※)活動を推進していきます。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

様々なスポーツ・レクリエーション活動やイベントの継続・発展、各種スポーツ団体・クラブなどの自主的な活動を促進するとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境整備など、生涯スポーツの推進に努めます。

また、運動公園や体育館の整備・機能充実、学校施設の活用など、施設の充実・弾力的な運用を図るとともに、指導者となる人材の育成や資質の向上、競技力の向上を図り、世界に通じる競技スポーツの振興を推進します。

(5) 歴史・文化・芸術の伝承と振興

「みくに龍翔館（三国郷土資料館）」や「丸岡城」などの全国的にも貴重な数多くの歴史資源や、地域の景観要素となる大木・古木などを貴重な財産として保存するとともに、周辺環境の整備とあわせて、積極的にまちづくりに活用していきます。

このほか、「一筆啓上賞」などの全国的に広まった文化活動や、「さかい夏まつり」、「ゆり創作展」などの地域の生活に密着したイベントなどを継続・発展させていくとともに、長年にわたり培われてきた有形・無形文化財の継承、さらには、「文化の森」を拠点とした多様な分野にわたる文化事業の振興など、人と文化・芸術が交流するまちづくりを推進します。

また、住民の文化・芸術活動への参加を促進するため、各種団体やサークルなどの育成や活動支援、総合学習などを通じた子供たちのふれあいの機会の創出などに努めるとともに、活動の拠点となる施設の充実・整備に努めます。

8. 地域全体でもてなすまちづくり

地域資源を活かした全市的な観光振興策、多様な地域との交流を推進し、訪れる人を地域全体でもてなします。

(1) 観光資源の個性と魅力づくり

日本有数の名勝「東尋坊」に代表される美しい海岸線や海洋資源、日本最古の天守閣で知られる「丸岡城」、文化と科学が融合した「文化の森」、農業を通じて交流する「いねす」、そのほか、緑豊かな山々や、豊富な水を湛える河川、地域固有の文化財や歴史資源、地域の生活に根付いた祭・イベントや伝統行事など、数多くの資源を有しています。

既存の観光資源のさらなる魅力向上や埋もれている資源の有効活用を図るとともに、商業や伝統産業などと連携した新たな観光産業の掘り起こし、まちなか観光の推進、農業や漁業・森林環境と触れ合う体験型観光の推進、通過型から滞在型観光への転換などに努め、訪れる人が楽しみ、癒され、何度も訪れたいくなるような観光地づくりを進めます。

(2) 観光のネットワーク化

数多くの観光資源を有していますが、これらは広大な市域の中に広く分布しているため、観光資源のネットワーク化を図り、全市的な観光のまちづくりを推進します。

このため、特に東西方向の一体性や連携強化を図るため、福井港丸岡インター連絡道路（地域高規格道路^(※)）の整備を促進するとともに、観光資源を結ぶきめ細かな道路網の整備、分かりやすい道路標識や案内板の整備に努め、全市的な観光ルートの確立を図ります。

また、「越前・加賀みずといで湯の文化連邦^(※)」に基づき、近隣都市との一体的・連続的な連携を図るとともに、福井空港や福井港を活用し、より広域的なネットワーク化を図ります。

このほか、交通弱者にとっても観光しやすい環境づくりとして、鉄道網の利便性向上、既存の路線バスの充実やコミュニティバス^(※)導入の検討など、公共交通機関の整備、充実を図ります。

(3) 観光情報の発信

道の駅「みくに」や道の駅「さかい」、鉄道駅などにおいて、観光案内版や観光パンフレットなどを設置し、観光情報や交通案内などを分かりやすく提供していきます。

また、ホームページやイベントなどを通じて、全国に向けた効果的な情報発信に努めます。

(4) 地域が一体となったもてなしのまちづくり

観光ルートとなる道路などにおける緑化や景観整備、美しいまちなみの形成など、訪れる人が新市全体を楽しむことができるような環境整備に努めます。

また、地域住民の協力を得ながら観光資源やまちなみの美化活動などに努めるとともに、観光案内人の登録などボランティアの育成に努め、訪れる人を新市全体でもてなす環境づくり・体制づくりに努めます。

(5) 国際交流・地域交流の推進

国際社会の一員としての責任と役割を自覚し、国際感覚を備えた人材を養成するため、学校教育や社会教育を通じて、留学制度の充実やホームステイの受け入れなどを推進するとともに、相互交流事業を支援していきます。

また、様々な地域との国内交流を促進し、地域の特性や郷土、まちづくりなどに関する交流を深めるとともに、より広域的な視点をもった人材の養成などに努めていきます。

このほか、外国住民とのふれあいの場や機会を多くもち、文化や教育など多様な面での交流を促進するとともに、相互理解・信頼関係の構築を図ります。

2. 協働のまちづくり

(1) 地域自治の仕組みづくり

①地域自治の必要性

新市の前身となる三国町、丸岡町、春江町、坂井町では、それぞれの地域の実情に応じた独自のまちづくりを進めてきました。また、そこに住む住民は、地域のコミュニティ^(※)を築き、地域に愛着をもって暮らしてきました。

合併は、新市の行政能力の向上や財政基盤の強化を図り、また、生活圏の拡大に適切に対応するとともに、これまでの地域社会と行政との関係を見直し、住民自治のあり方を含めた新たな地域社会を構築していく機会であるといえます。

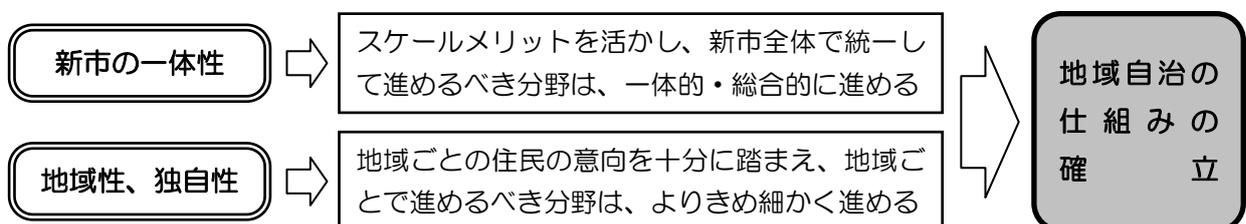
一方で、「住民サービスが低下するのではないか」、「役場が遠くなり不便になるのではないか」、「住民の声が行政に届かなくなるのではないか」、「とり残されるのではないか」、「地域の個性や特徴がなくなるのではないか」など、合併に対する住民不安があり、これらのデメリットを解消することが重要な課題となっています。

これらに加え、住民の価値観の多様化や各種団体等による住民の主体的なまちづくり意識の高まりを背景に、身近なまちづくりの基盤となる地域コミュニティ^(※)の活性化やボランティア活動の促進、非営利団体（NPO^(※)）の設置など、住民意向の把握と地域活動への支援を図りながら、住民と行政の協働によるまちづくりの仕組みを整えていく必要があります。

このため、新市の速やかな一体性の確保や効率的な行財政の推進と、地域住民の身近な声に対応できるきめ細かなまちづくりの推進、住民参画による主体的なまちづくりの推進の両立を図ることを目的に、新市では地域自治区を設置することとしました。

②地域自治区の役割・効果

- i) 新市において、現在の4町（三国町、丸岡町、春江町、坂井町）ごとに地域自治区を設置します。各地域自治区には地域住民や自治組織の代表等で構成される地域協議会を設置し、地域住民の意見集約を図るとともに、それを新市の市長等に対して提言することができます。
- ii) 旧町ごとに地域自治区を設置することで、住民の声に耳を傾け、地域ごとの実情に応じたきめ細かい対応が必要となる事務については、住民の声が届きやすいところ、住民に身近なところで処理することができます。
 一方、統一的に事務処理を行うことによって効率や効果が高まる事務については、本庁の機能として一体的・総合的にを行います。
- iii) 住民や団体等と行政が協働で地域運営を行う核となる仕組みができ、施策の企画・意志形成から実施段階を含めた協働のまちづくりが推進されるとともに、地域の個性や資源を積極的に活用し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することができます。



③地域自治区が担うまちづくりの考え方

地域自治の原点は、まず、個人や家族などの力で可能なことは各々がいき、できないことを地域の協力でい、それでも不可能なことは自治体で解決するという補完性の原則にあります。

この考え方に基づいて、新市における地域自治区によるまちづくりは、公平性や効率性などの観点から統一的・全市的に取り組んだ方が望ましいサービスや事業（広域有効業務）については、新市が決定・実施し、地域で行うことが効率的なものや、特色ある地域づくりなどの観点から地域で取り組んだ方が効果的なサービスや事業（狭域有効業務）については、地域自治区で実施するものとします。

すなわち、地域固有のまちづくりや課題については、住民自治を推進する地域自治区と地域住民との協働により解決を図っていきます。

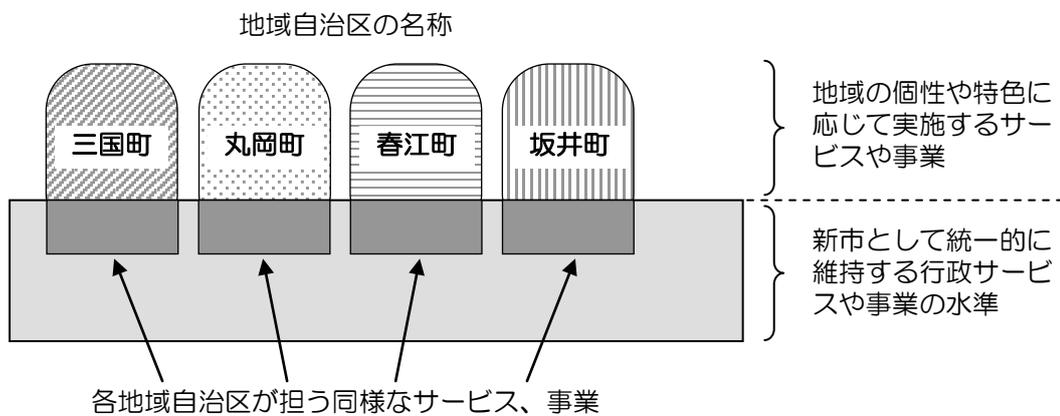


図 地域自治区が担うサービスや事業のイメージ

本庁は、新市全体に関する施策の企画立案、財政運営や予算の配分、各地域自治区間の総合調整、新市の骨格形成など、新市全般にわたる広域的な事業やサービスなどを実施します。

地域自治区では、住民に直結する行政サービスを提供するとともに、各種団体や非営利団体（NPO^(※)）などを含めた地域住民の積極的な参画のもとに、地域固有のまちづくりを企画立案・実施します。

表 本庁と地域自治区が担うサービスや事業の例

	本庁として実施するもの （広域有効業務）	地域自治区として実施するもの （狭域有効業務）
住民サービス	間接業務（総務、企画 等）	直接業務（窓口業務、住民相談 等）
健康・福祉	介護保険運営、高度医療 等	在宅介護、基礎医療（健診等） 等
生活・環境	ごみ処理 等	ごみの分別、環境美化 等
防災・防犯	治山・治水事業、広域防災 等	自主防災活動、防犯パトロール 等
教育・文化	学校教育、文化公演 等	地域学習、公民館活動 等
産業・交流	雇用対策、企業誘致、広域交流 等	商店街振興、地区イベント 等

(2) 住民参画の仕組みづくり

①行政の組織体制づくり

行政職員の専門能力の強化など、地方分権時代や住民主体のまちづくりを支えるにふさわしい職員の資質向上を図り、これらの人材の事業部門等への適正配置を図るとともに、地域振興部門のまちづくり推進課などの設置により、地域住民の意見を身近に聞きながら、きめ細かなまちづくりを推進していきます。

また、ホームページなどを活用したパブリックコメント^(※)の実施、住民ワークショップ^(※)の開催など、住民への説明責任を十分に果たすとともに、透明性の高い、住民に開かれた行政を推進していきます。

さらに、事務事業については、本庁と地域自治区の双方に、PDCAサイクル（[計画づくり(Plan)]－[計画の実行(Do)]－[計画の評価(Check)]－[改善策の実行(Action)]）による行政評価システム^(※)を構築し、各段階における積極的な情報公開と適正見直しを行っていきます。

②住民主体によるまちづくりの組織づくり

地域自治区の仕組みにより、新市や地域のまちづくりに対する企画・提案や計画の進行管理を新市に対して行うことができますが、より身近な課題に対応し、住民が主体となった個性あるまちづくりを進めるため、「(仮称)まちづくり協議会」などの誰もが参画できる組織づくりに努めます。

地区や行政区などを単位に、公民館や集落センターを活動拠点として、各種団体や非営利団体(NPO^(※))、企業などとの積極的な連携のもと、景観形成やうるおいの創出、地域の活性化・地域興し、環境対策、文化・交流活動、人材育成など、老若男女を問わず、住民の創意工夫による自主的なまちづくり活動を推進していきます。

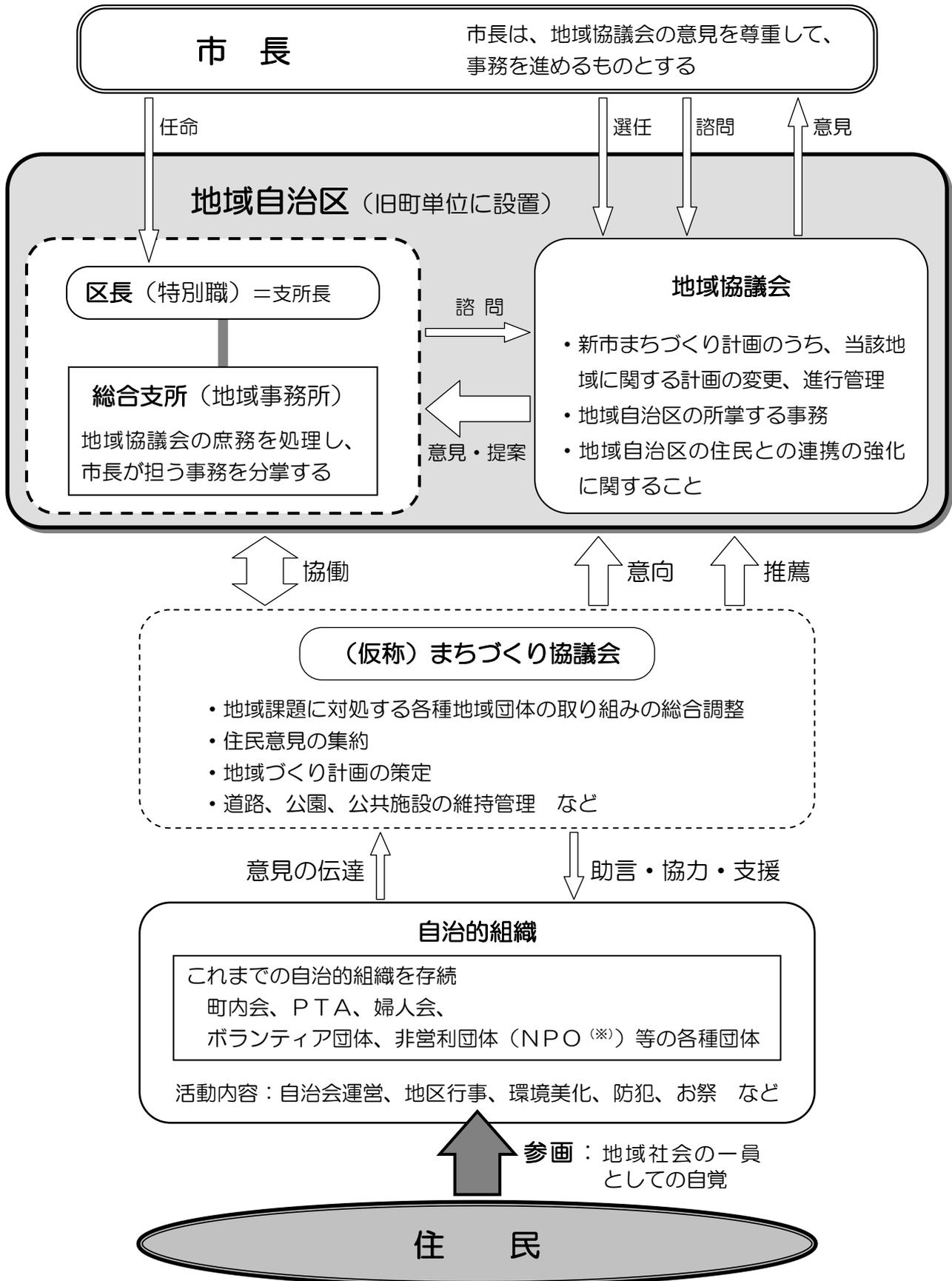
また、このために、住民活動組織の要望に応じたアドバイザー派遣^(※)などの人的支援、まちづくり活動に対する助成など、住民主体のまちづくりを様々な側面から支援していきます。

③まちづくり条例への発展に向けて

住民主体のまちづくりが新市全体に普及し、発展しながら継続していくことができるように、まちづくり条例の制定を検討していきます。

このためにも、住民と行政の役割分担の明確化、行政の組織体制づくり、支援・助成制度の確立、住民に対する普及啓発などを総合的に推進していきます。

総合的な協働のまちづくりの推進イメージ（案）



第5章 新市における福井県事業の推進

福井県は、福井県合併支援プランに基づき、合併後の市町村に対して市町村建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施や合併市町村への補助金の優先配分など、ともに地方自治を担うパートナーとして合併に伴う事業が円滑に実現するよう支援することとしています。

基本目標	施策の柱	主要事業
多様な都市活動を 支えるまちづくり	骨格的・広域的な道路 ネットワークの形成	福井港丸岡インター連絡道路の整備
		県道三国丸岡停車場線の整備
		県道福井森田丸岡線の整備
		主要地方道福井加賀線の整備
		主要地方道三国東尋坊芦原線の整備
		主要地方道芦原丸岡線の整備
		主要地方道丸岡川西線の橋梁架替（布施田橋）
地域の活力を創造する まちづくり	農業の振興	かんがい排水事業（パイプライン化：兵庫用水地区等）
		畑地帯総合整備事業（三里浜砂丘地地区）
		経営体育成基盤整備事業（三国井場地区等）
	漁業の振興	沖合漁場、浅海漁場の保全
林業の振興	森林基幹道開設事業（劔ヶ岳線）	
安全で快適な暮らしを 支えるまちづくり	上下水道の整備	九頭竜川流域下水道事業
	安全・安心対策の充実	広域基幹河川改修事業（竹田川）
		広域基幹河川改修事業（磯部川）
		広域基幹河川改修事業（兵庫川）
		広域基幹河川改修事業（八ヶ川）
		通常砂防事業（七廻谷川）
		土砂災害警戒区域指定基礎調査事業（丸岡町・三国町一円）
治山事業		

第6章 新市まちづくりの重点プロジェクト

8つの基本目標に基づいて展開する「新市まちづくりの基本施策」のうち、合併後に新市が重点的・横断的に推進すべき施策として、住民アンケートの結果からも要望の高い次の5つを重点プロジェクトとして定めます。

1. 協働のまちづくりプロジェクト

(1) 地域自治による地域振興策の推進

地域の均衡ある発展を図るため、地域自治の仕組みを確立し、地域の実情に応じた個性あるまちづくり・地域づくりを推進していきます。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 地域自治の仕組みの確立
- ・ 総合行政情報システム（電子自治体^(※)）の構築による本庁舎と各支所等の公共施設間のネットワーク化、各種証明・届出業務の電子化
- ・ 本庁舎の整備
- ・ 行政職員の専門能力の強化、適正配置
- ・ 地域固有のまちづくり施策の継続、発展
- ・ 地域コミュニティ^(※)の育成

(2) 住民主体のまちづくりの推進

住民が積極的にまちづくりに参画し、また、まちづくりの主体となるように、様々な仕組みや制度を整えます。

《実現に向けた重点施策》

- ・ まちづくり推進課等の行政窓口の設置
- ・ パブリックコメント^(※)制度等の導入
- ・ 行政評価システム^(※)の導入
- ・ まちづくり協議会等の住民主体の組織づくり
- ・ アドバイザー等の行政職員の派遣、技術的支援
- ・ まちづくり活動に対する助成制度
- ・ まちづくり条例の制定に向けた検討

2. 新市一体化プロジェクト

(1) 新市の一体性を強化する社会基盤の整備

①交流と連携を強化する骨格的な交通網の整備

市域の広域化に対応し、新市の一体性を強化するとともに、住民相互の交流の促進を図るため、東西・南北方向に骨格となる道路網を形成します。

《実現に向けた重点施策》

- ・福井港丸岡インター連絡道路の整備（地域高規格道路^(※)）
- ・福井外環状道路の整備（地域高規格道路^(※)）
- ・国道8号の4車線化、バイパス整備
- ・国道305号の整備
- ・主要地方道福井加賀線（芦原街道）の整備
- ・主要地方道三国東尋坊芦原線の整備
- ・主要地方道芦原丸岡線の整備
- ・主要地方道丸岡川西線の橋梁架替（布施田橋）
- ・県道三国丸岡停車場線の整備
- ・県道福井森田丸岡線の整備
- ・都市計画道路金津三国線の整備
- ・その他市道、都市計画道路の整備

②社会基盤の整備

新市の均衡ある、かつ、安全で調和のとれた発展を目指すため、地域バランスのとれた適正な土地利用計画のもとに、社会基盤の整備を進めます。

《実現に向けた重点施策》

- ・新市土地利用計画（新市都市計画マスタープラン^(※)）の策定
- ・土地区画整理事業^(※)等の面的基盤整備の推進
- ・上下水道の整備促進
- ・地域防災計画の策定
- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・治山事業の推進（荒廃山地の復旧等）
- ・治水事業の推進（水害防止のための河川改修等）
- ・砂防事業の推進（土砂災害防止のための砂防・急傾斜地対策等）
- ・防災対策の強化
- ・消防、警察機能の強化

③地域情報ネットワークの整備

市域の広域化にともない、行政サービスの低下を防止するとともに、まちづくりや福祉などに関する情報を、地域住民に等しく提供していくため、全市的な情報ネットワーク網を形成します。

《実現に向けた重点施策》

- ・総合行政情報システム（電子自治体^(※)）の構築
- ・各種申請・届出業務の電子化
- ・光ファイバー網の整備
- ・双方向型CATVの整備、情報提供の充実

(2) 環境にやさしい公共交通網の整備

① 鉄道の利便性向上

鉄道の利便性向上を図り、通勤や買物など日常的な生活における自家用車から鉄道への転換や、観光における鉄道利用を促進します。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 鉄道の利用促進
- ・ 鉄道駅の機能充実
- ・ 鉄道駅周辺における駐車場・駐輪場の整備
- ・ 鉄道運行に対する支援
- ・ 北陸新幹線の早期整備に向けた取り組み

② バスネットワークの形成

鉄道利用を補完し、観光客に対する移動手段となるように、また、地域住民、特に交通弱者の移動性を確保するため、きめ細かなバスネットワーク形成に努めます。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 鉄道と連携したバス路線網の充実、運行への支援
- ・ コミュニティバス^(※) 運行に向けた検討
- ・ バスターミナル設置の検討

3. 新市活力創造プロジェクト

(1) 10万人都市にふさわしい活力の創造

① 第一次産業の活性化

豊かな海、広大な農地や森林を有する自然特性を活かし、第一次産業の活性化を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 農業・林業・水産業経営基盤の強化、経営に対する支援、経営後継者の育成
- ・ 農業用水のパイプライン化^(※)促進、跡地を利用した散策道やせせらぎの整備
- ・ 園芸農業の活性化促進
- ・ 畜産業の高品質化促進
- ・ 林道の整備、間伐材の利用促進、技術的支援
- ・ 漁場の整備、育てる漁業の推進
- ・ 地域ブランドの強化、特産品の開発、販路の確保
- ・ 循環型農業の推進（家畜糞尿や生ごみの堆肥化、エネルギー化）
- ・ 観光との連携推進

② 多くの人で賑わう商業の活性化

地域住民の日常的な生活の利便性向上を図るため、既存商店街の活性化を推進するとともに、広域的な交通利便性を活用した商業環境の整備などを図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 中心市街地活性化基本計画^(※)の策定
- ・ 商店街の環境整備、商業機能の充実
- ・ まちづくり機関（TMO^(※)）の設立、運営への支援
- ・ まちなか観光の推進
- ・ 南北・東西の広域交通網を活かした商業地の整備

③ 都市として自立可能な産業の振興

都市として自立可能な就業形態と雇用の拡大・創出に向けて、企業誘致や工業団地の確保などに努めます。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 工業団地、工場適地の整備
- ・ 南北・東西の広域交通網を活かした工業地（物流・流通）の整備
- ・ ソフトパークふくいを核とした産業構造の高度化、情報化
- ・ 企業誘致の推進と立地企業に対する育成・助成

(2) 自然や歴史・文化の保存と活用

美しい自然環境の保全、地域独自の歴史・文化資源の保存に努めるとともに、これらと調和した美しいまちなみの誘導、まちづくりの資源としての活用を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 環境基本計画の策定
- ・ 環境教育の推進
- ・ 循環型社会の構築（ごみの減量化・分別収集、3 R^(※)、建設廃材の再利用等）
- ・ 環境管理システム^(※)の構築（環境ISO14001の取得）
- ・ 省エネルギー対策の推進
- ・ 新エネルギーの導入（太陽光、バイオマス^(※)、低公害車^(※)の導入等）
- ・ 清掃センター、ごみ収集施設、し尿処理施設の強化・充実
- ・ 身近な都市公園の整備、河川公園・歴史公園の整備
- ・ 景観条例の推進、美しいまちなみの誘導
- ・ 景観法^(※)に基づく景観行政団体の指定、景観計画の策定
- ・ 文化活動等の拠点となる施設の整備・充実

(3) 多様な交流の促進

①観光の活性化

多様な観光資源の魅力向上とネットワーク化、農林漁業との連携による体験型観光の推進など、全市的な観光のまちづくりや交流促進を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 観光資源の魅力向上
- ・ 農林漁業と連携した体験型観光（ツーリズム）の推進
- ・ 全市的な観光ルートの確立
- ・ 他市町村との連携による広域観光の推進
- ・ 国内外からの観光客誘致の促進
- ・ 道の駅やホームページなどを活用した観光情報の発信

②広域的な交流を促進するための基盤整備

福井空港や福井港を広域的な交流拠点、空や海の玄関口として活用し、多様な地域との広域的な交流促進を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 福井空港の定期便就航に向けた働きかけ
- ・ 空港の利活用および周辺整備
- ・ 福井港の利用促進、海外との定期便就航
- ・ 福井港のまちづくりへの活用（交流拠点としての整備等）

4. 新市健康福祉増進プロジェクト

(1) 互いに支え合う地域福祉の充実

①すべての人が利用しやすい環境づくり

総合的な地域福祉活動の拠点となる施設の整備をはじめとして、すべての人が安全で快適に利用できる施設づくり、環境づくりを進めます。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 総合保健福祉拠点施設の整備
- ・ 公共施設等のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備、バリアフリー化

②地域全体で支える社会づくり

地域福祉等に関する計画に基づき、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO^(※)）などと連携しながら、すべての人にやさしい地域社会の形成を目指します。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画等の策定
- ・ 各種団体、ボランティア、非営利団体（NPO^(※)）等の育成、活動支援
- ・ 在宅介護、介護予防サービスの充実
- ・ ひとり親家庭等に対する生活補助
- ・ 男女共同参画社会の推進
- ・ 人権尊重の社会づくり

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

①誰もが健康に暮らせる環境づくり

誰もが笑顔で、心身ともに健康に暮らすことができるように、スポーツやレクリエーションなどの環境整備、高齢者の生きがいづくり、保健衛生・健診などの充実を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 健康づくり計画の策定
- ・ 運動・体育施設の整備、生涯スポーツの推進
- ・ シルバー人材の活用
- ・ 保健センターの整備・機能充実
- ・ 各種健診、教育相談の充実
- ・ 乳幼児の予防接種個別化の推進
- ・ 食を通じた健康づくり（地産地消^(※)、食育^(※)の推進）

②保健と医療の連携による健康づくり

医療と保健・福祉が連携しながら、住民の日常的な健康づくりを支援します。

《実現に向けた重点施策》

- ・ 医療・保健・福祉の連携
- ・ 健康危機管理の充実（感染症）
- ・ 医療機関の機能充実・広域的な連携推進、休日・夜間診療の充実

5. 次世代人材育成プロジェクト

(1) 安心して子供を産み・育てられる環境づくり

次世代育成支援地域行動計画に基づき、安心して子供を産み・育てられる環境づくりを地域が一丸となって進めるなど、総合的な少子化対策に取り組みます。

《実現に向けた重点施策》

- ・次世代育成支援地域行動計画^(※)、母子保健計画等の策定
- ・妊娠・出産に関する適切な情報提供
- ・乳幼児医療の助成、予防接種等の充実
- ・子育て教室の開催、ボランティア等の活動支援
- ・幼保一元化^(※)に向けた計画づくり、体系化
- ・園舎の整備・修繕、統合
- ・保育環境の充実（乳児保育、延長保育、時間外保育等）
- ・出産後の女性の職場の確保
- ・男女労働者の育児休業制度の推進
- ・父親の子育てへの参加

(2) 次世代を担う人材の育成

①教育環境の充実

幼保一元化や特色ある教育の推進など、学校教育の場における環境や教育内容の充実を図り、豊かな人間性の醸成、国際化・情報化社会に対応できる個性ある人材の育成に努めます。

《実現に向けた重点施策》

- ・幼保一元化^(※)に向けた計画づくり、体系化
- ・地域の特色を活かした教育内容の充実
- ・総合学習の充実
- ・地域ぐるみによる青少年の健全育成
- ・ホームステイなど国際交流の充実
- ・校舎、園舎、体育館等の修繕、耐震化
- ・人口増加に対応した教育施設の整備

②生涯学習の推進

子供から高齢者にいたるまで、生涯を通じて学び、生きがいをもって暮らすことができるように、図書館などの施設整備や学習機会の充実を図ります。

《実現に向けた重点施策》

- ・図書館の図書・資料の充実
- ・講座、教室、サークル活動等の充実、支援
- ・シルバー人材の子育て・社会教育等への活用

第7章 公共的施設の統合・整備

公共的施設の統合と適正配置については、地域の特性やバランス、財政計画などを考慮し、住民サービスの低下や急激な変化を及ぼさないよう計画的に進めていくことを基本とするとともに、これらの実施にあたっては、住民意見の反映を図ります。

新市庁舎の本庁機能については、当分の間は現在の坂井町役場におき、4町の現役場を支所として活用を図ります。本庁機能と各支所等の公共施設間は、総合行政情報システムの構築によりネットワーク化を図り、住民サービスの低下や地域格差が生じないように努めます。なお、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、合併後15年以内を目途に、本庁舎の整備を推進します。

また、既存の公共的施設については、現行の通り存続することを基本とします。ただし、一体的に取り組むことで効率化が図られるものや、同一・類似した施設等については、それらを統括する機能の整備を図るとともに、地域バランスのとれた行政サービスの提供に向けて必要な施設や機能の新設・充実を図り、機能分担やネットワーク化の推進、管理運営方法などの検討を行いながら、有効に活用を図ります。

表 新市において整備を行なう、または整備について検討する公共的施設

事業名	概ねの位置
三国中学校改築事業	三国地係
丸岡中学校改築事業	丸岡地係
春江中学校改築事業	春江地係
坂井中学校改築事業	坂井地係
保健センター建設事業	三国地係
総合福祉保健施設建設事業	春江・坂井関連地係
文化会館建設事業	丸岡・坂井関連地係
総合体育館建設事業	春江・坂井関連地係

第8章 財政計画

財政計画は、合併後 15 年間（平成 18 年度～平成 32 年度）における新市の行財政運営の指針とするため、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や社会情勢を勘案しながら推計したものです。

会計は、地方財政の統計で統一的に用いる普通会計（一般会計）で作成しました。

1. 財政計画の作成方法

作成にあたっては、歳入・歳出のそれぞれの項目について、基準年度の数値（平成 16 年度）を基に、それぞれの項目ごとに条件を設定して推計を行いました。新市まちづくり計画に沿った個々の事業などの積み上げによる方法は困難なことから、合併後も健全な行財政運営を行うことを基本とし、今後増加が予測される経費、合併に伴い節減が見込まれる経費、更に普通交付税の特別措置（合併算定替）などの国・県の財政支援措置を反映させています。

2. 歳入・歳出についての考え方

（1）歳入について

①地方税

現行税制度を基本とし、制度改革の動向を勘案するとともに将来の人口推移等を踏まえて推計しました。また、三位一体による税源移譲を見込みました。

②地方交付税

普通交付税の特別措置（合併算定替、合併補正）、特別交付税における包括的措置に基づいて算定するとともに、三位一体改革などの制度改革の動向を勘案し見込みました。

また、市制移行に伴う生活保護費の加算による影響分及び地方債（特例債含む）償還額の普通交付税算入についても加算して推計しました。

③使用料・手数料

過去の実績や調整方針に基づく住民負担の影響分を見込んで推計しました。

④国庫支出金・県支出金

現行の補助制度を基本に、普通建設事業の見込みなどを踏まえて推計しました。

また、合併に対する国・県からの財政支援については全額見込み、三位一体の改革に伴う影響額も見込みました。

⑤繰入金

財源を調整するための財政調整基金などを見込み推計しました。

⑥地方債

現在の地方債制度を基本とし、新市まちづくり計画に基づく事業に伴う合併特例債や通常債の発行を見込みました。

また臨時財政対策債については発行の減少を見込みました。

(2) 歳出について

①人件費

合併による特別職、議会議員及び一般職員等の削減効果を見込んで推計しました。

②物件費

合併後の臨時的な需要を見込むとともに、合併による節減効果も見込みました。

③扶助費

少子・高齢化の進行を勘案し、将来の人口を見込んで推計しました。また、新たな生活保護事業に伴う扶助費を加算しました。

④補助費等

合併による行財政の効率化に伴う削減効果を見込んで推計しました。

⑤普通建設事業費

新市の事業・施策について、将来にわたる健全財政の維持を考慮し、実施可能な事業費として推計しました。

⑥公債費

平成 17 年度までの地方債に係る償還予定額に加え、平成 18 年度以降の新市の新たな地方債（特例債を含む）の償還予定額を見込みました。

⑦積立金

新市における一体感の醸成や地域振興のための基金への積立てを見込みました。また、単年度における基金運用益や余剰財源を積み立てるものとして推計しました。

⑧繰出金

普通会計以外の会計における今後の計画を勘案し推計しました。

3. 合併に関する財政支援

合併に対して、次のような国・県からの財政支援を見込みました。

①地方交付税の特別措置（合併算定替）

地方交付税は、合併すると合併前に比べて減少するのが一般的です。しかし、「合併算定替」という措置によって、合併後 10 年間は旧 4 町単位で算定した額の合計額が交付されます。

②合併特例債による措置

新市まちづくり計画に基づく事業のうち、合併後 15 年間は建設事業や基金積立てに必要な財源の 95%に、「合併特例債」を活用することができます。

合併特例債は、元利償還金の 70%が地方交付税に算入されることから、通常の起債（借入れ）でまかなう場合に比べて、一般財源の負担が大きく軽減されます。

新市では、後年度の償還額の負担が大きくならないように考慮し、合併特例債の起債可能額、建設事業約 419 億円・基金造成約 32.1 億円を、後年度の償還額の負担を考慮しながら有効に活用することで、財政負担の軽減を図りながら、新市の発展を目指します。

③合併直後の臨時的経費にかかる財政措置（合併補正）

合併直後の臨時的経費（基本構想の策定、ネットワークの整備等）に対して、5 年間で約 8.3 億円が交付されます。

④特別交付税の特別措置

合併を機に行われるコミュニティ施設整備等、新たなまちづくりなどに必要となる経費について、3 年間で包括的に約 9.5 億円が交付されます。

⑤合併市町村補助金による措置（国）

合併に伴う必要経費として、人口規模に合わせて 2 年間で約 6 億円が交付されます。

⑥合併支援特別交付金による措置（県）

合併に伴う一体化のための必要経費として、5 年間で約 7 億円が交付されます。

4. 合併による経費削減効果

4 町の合併により、次のような経費の削減を見込みました。

①人件費

合併による特別職(11 人減)、議会議員（在任特例の期間の後、条例定数を 30 人と想定し、42 人減）及び一般職員（段階的に削減し、対 16 年度比 285 人減）の削減効果を見込みました。

人件費の削減額は、10 年間累計で約 135 億円と推計しました。

②物件費

管理部門の一元化や本庁方式の採用等により、事務経費等の削減効果として 10 年間累計で約 44 億円の削減を見込みました。

5. 財政計画表

(単位：百万円)

(1) 歳入

区分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地方税	11,739	13,056	13,305	12,415	12,113	12,078	11,961	11,946	11,985	11,833	11,790	11,825	11,707	11,742	11,777
地方譲与税	1,164	411	397	369	376	365	342	327	312	315	315	315	315	315	315
利子割交付金	50	67	69	59	53	53	37	31	30	30	30	30	30	30	30
配当割交付金	45	55	22	17	21	23	24	50	98	105	105	105	105	105	105
株式等譲渡所得割交付金	36	34	8	9	7	6	7	80	56	56	56	56	56	56	56
地方消費税交付金	846	838	784	823	822	820	822	816	1,004	1,530	1,600	1,700	1,900	1,900	1,900
ゴルフ場利用税交付金	34	33	32	32	29	28	29	31	29	27	27	27	27	27	27
自動車取得税交付金	212	202	178	104	97	86	107	96	42	54	54	0	0	0	0
地方交付税	6,593	6,258	6,334	6,750	7,713	7,936	8,033	7,771	7,633	7,541	7,476	7,362	7,483	7,424	7,454
地方特例交付金	309	85	180	179	169	144	63	59	53	53	53	53	53	53	53
交通安全対策特別交付金	18	18	16	16	15	14	14	13	12	14	14	14	14	14	14
分担金及び負担金	372	405	493	516	518	496	581	632	649	609	655	703	712	712	712
使用料及び手数料	1,073	1,017	911	900	882	885	866	856	817	840	804	776	776	776	776
国・県支出金	3,509	3,945	5,347	5,164	6,214	6,059	5,991	6,579	6,765	7,003	7,163	7,260	7,233	7,166	7,269
財産収入	96	104	115	127	60	97	125	123	96	124	70	50	50	50	50
繰入金	348	1,517	415	482	158	99	225	55	191	212	749	1,126	250	68	257
繰越金	1,400	744	1,035	858	850	983	1,048	1,468	1,517	1,019	900	900	900	900	900
諸収入	1,093	1,252	1,514	1,657	1,298	1,436	1,379	1,521	1,520	1,564	1,401	1,401	1,401	1,401	1,401
地方債	5,909	2,264	2,161	2,328	3,471	3,425	4,435	4,779	5,090	4,972	5,574	6,597	3,627	3,712	3,718
計	34,846	32,305	33,316	32,805	34,866	35,033	36,089	37,233	37,899	37,901	38,836	40,300	36,639	36,451	36,814

(単位：百万円)

(2) 歳出

区分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
人件費	6,545	6,806	6,677	6,235	5,996	5,713	5,537	5,318	5,409	5,474	5,372	5,313	5,259	5,142	5,098
物件費	4,604	4,982	4,589	4,858	4,856	4,736	4,706	4,875	5,182	5,611	5,490	5,721	6,227	5,727	5,627
維持補修費	81	120	52	121	174	191	221	209	262	270	270	270	270	262	254
扶助費	3,455	3,879	4,011	4,229	5,680	6,210	6,049	6,160	6,725	6,614	6,636	6,787	6,942	7,100	7,262
補助費等	6,613	6,866	8,035	6,861	7,118	6,089	5,779	6,069	6,689	6,737	6,045	6,320	5,738	5,791	5,785
普通建設事業費	4,018	2,830	2,492	3,109	3,154	4,180	5,400	5,987	5,714	5,736	7,411	7,980	4,001	4,015	4,021
公債費	3,263	3,453	3,430	3,621	3,685	3,543	3,476	3,354	3,238	2,929	3,011	3,235	3,453	3,590	3,896
積立金	3,432	60	576	158	592	395	492	554	313	13	13	12	11	11	11
投資及びび出資金	0	0	88	0	0	0	7	43	22	34	30	30	30	30	0
貸付金	296	509	504	671	464	609	581	680	671	650	650	650	650	650	650
繰出金	1,795	1,765	2,004	2,092	2,164	2,319	2,373	2,467	2,655	2,933	3,008	3,082	3,158	3,233	3,310
計	34,102	31,270	32,458	31,955	33,883	33,985	34,621	35,716	36,880	37,001	37,936	39,400	35,739	35,551	35,914

《参考》 用語の解説

《まちづくり用語》

用 語		用 語 の 解 説
あ	アウトソーシング	企業の外部経営資源を活用することを目的として、業務の一部を他社に委託することをいいます。近年、行政や企業の事業の再構築に伴って増加する傾向にあり、比較的生産性の低い事務的な業務のみならず、専門的な業務の外部化も進みつつあります。
	アドバイザー派遣	都市計画や建築、景観や環境、地域おこしなど、様々な分野における専門的な知識や技術をもった人を、住民の自主的なまちづくり活動に対して派遣し、その活動を支援すること（制度）です。行政職員のほか、各分野における経験や知識を有する人をアドバイザーとして登録する方法があります。
	エコツーリズム	その土地特有の自然や生活文化、歴史などとの触れ合いを通し、「観光」という手段を用いて、自然環境の保全と同時に、地域活動や地域経済の活性化を実現する概念です。自然保護と観光、そして地域への経済還元を同時に成立させる、新しい自然環境保護のやり方、新しい観光のやり方として、世界的に注目されています。
	越前・加賀みずと いで湯の文化連邦	県境を接し、宗教・文化・交通・北前船による経済活動など、古くから密接な関わりをもつ石川県加賀市・山中町と福井県あわら市・三国町・丸岡町が、豊かな自然と水、全国有数の温泉資源などの恵まれた特性を活かし、自然・文化・歴史を包含したユニークな観光保養ゾーンとして個性ある地域づくりを進めています。
	NPO	Non-Profit Organization の略。「民間非営利団体」「非営利組織」などと訳されます。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいいます。その範囲によって含まれる団体が異なりますが、一般的には、法人だけでなく、法人格の無い市民活動団体やボランティアグループなども含めてNPOと呼ばれています。
か	環境管理システム	企業等の組織が環境にできるだけ負荷を与えない事業活動を展開するための計画・実行・見直しまでの仕組みで、国際的な環境マネジメント・監査規格としては、ISO（国際標準化機構）が発行した ISO14001 が代表的です。策定した環境方針に沿って、PDCA サイクル（Plan→Do→Check→Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものです。
	環境ホルモン	化学物質のうち、体内に取り込まれると女性ホルモンに似た作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいいます。
	行政評価システム	行政の政策体系である、政策－施策－事務事業の各レベルで、どれだけの成果が現れているかを測定し、公開すること。政策体系に応じて、政策評価、施策評価、事務事業評価の3つの行政評価システムがあります。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。
	景観法	平成 16 年 12 月に施行（予定）された新しい法律で、都市や農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域等における良好な景観形成のための規制、支援等を行うものです。
	コーホート要因法	人口の社会移動（転入・転出）を考慮しつつ、年齢別の生存率や出生率等から将来の年齢階層別人口・総人口を予測する方法で、人口推計における最も基本的な手法です。
	コミュータ航空	座席数 100 席以下または最大離着陸重量が 50 t 以下の航空機を使用する航空運送事業のことです。
	コミュニティ	「地域社会」「共同生活体」などと訳されます。自治会活動など、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体です。

用 語		用 語 の 解 説
か	コミュニティバス	バス交通の便が悪い交通空白地帯や中心市街地と主要公共施設を結ぶ、地域の需要に即した巡回バスのことをいいます。大型路線バスでは走れない狭い道路を運行ルートとすることが多く、小型低床バスが使用されることが多くなっています。
	コミュニティビジネス	住民が、地域に役立つ地域密着型の事業に自分たちで取り組み、利益の追求よりも、その社会性などを重視したビジネス活動を行うことをいいます。
さ	3R	廃棄物問題を解決するための基本的な考え方で、リサイクル・リユース・リデュースの頭文字をとった表現です。 「リサイクル」いらなくなったものを分類して集め、「再利用する」こと。 「リユース」いらなくなったものを洗浄・修理するなどして、「もう一度使う」こと。 「リデュース」必要のないものは買わない、使い捨てなどゴミになりそうなものは使用しないなど、ものの量自体を“減らす”こと。
	次世代育成支援 地域行動計画	少子化対策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を目指すため、子育て支援のための具体的対策を盛り込んだ計画のことです。
	市町村移動率 (コーホート要因法)	コーホート要因法による将来の人口推計の仮定の1つで、ある都市の過去5年間(本計画の場合は平成7年～12年)における移動率(転入・転出の傾向)が今後も継続すると仮定した場合の推計です。
	指定管理者制度	地方公共団体が指定する団体に公共施設の管理運営を行わせるもので、施設の使用承認など従来の地方自治体の管理権限を代行することができます。効果的、効率的な管理を実現するため、管理運営主体には限定がなく、民間事業者もなりえます。
	食育	生活様式の多様化に伴う食習慣の乱れ、食料資源の浪費、生活習慣病の増加等の問題に対応するため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てようとするものです。
	新エネルギー	石油などの化石燃料の使用量を抑えることができる環境に優しいクリーンなエネルギーの総称で、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷冷熱利用などの「自然エネルギー」、バイオマス発電・熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電・熱利用などの「リサイクルエネルギー」、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの「従来型エネルギーの新利用形態」に大別することができます。
	スケールメリット	規模を大きくすることで得られる利益のことをいいます。例えば、規模が拡大するにつれて、単位当たりの費用は低下します。
	た	対数回帰式
男女共同参画社会		男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。
地域高規格道路		連携機能、交流機能、連結機能のいずれかの機能を有し、高速道路と一般道路間を補完し、路線全体としておおむね60km以上の速度サービスを提供できる質の高い道路です。
地産地消		地域で採れた食べ物や産物をその地域で食べたり使ったりすることです。地元で採れたものなので品質の面で安心できる、運送費がかからないため割安で新鮮な食材が手に入る等のメリットがあり、地域の農業や漁業など産業の安定した成長を確保することにもつながります。
地理情報システム (GIS)		デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システムをいいます。現在は、ビジネスのさまざまな局面で地理情報システムが利用されるようになってきました。
中心市街地活性化 基本計画		「中心市街地活性化法」に基づく計画で、中心市街地の整備・改善および商業等の活性化を、総合的かつ戦略的に進めるために、行政と事業者・住民が共同して定めるものです。

用 語		用 語 の 解 説
た	TMO	town management organization の略で、タウンマネージメント機関、まちづくり機関などと訳されます。中心市街地活性化法に基づき、衰退する中心市街地の商業活動を活性化させるため、その活動を総合的に企画・調整して実現を図り、まちづくりを運営・管理する機関のことです。商店街、行政、住民、事業者など地域を構成する様々な主体で構成されます。
	低公害車	人体に有害で大気汚染、地球温暖化の要因とされている有害物質の排出量を抑制した自動車の総称で、CNG車（天然ガス車）、電気自動車、メタノール車、燃料電池搭載車等があります。
	電子自治体	地方公共団体のあらゆる業務に IT を活用することにより、行政サービスの向上および業務の効率化を狙うものです。地域住民が 24 時間どこからでも行政手続きができる申請・届出等手続きのオンライン化、電子入札、各種情報通信システムの構築・標準化など、多様なメニューがあります。
	都市計画 マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画で、市町村における将来の都市像や土地利用などの基本的な方向性、地域ごとのまちづくり方針などについて、住民の意向を反映しながら定めるものです。
	土地区画整理事業	土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（これを「減歩」といいます）、それを道路や公園等の新たな公共施設としてとして活用し、整然とした市街地を整備することをいいます。これにより居住環境が向上し、宅地は整形化され、利用増進が図れるようになることを目的としています
	ドメスティック・ バイオレンス	女性が、夫や恋人などの身近な立場にある、又はあった男性から受ける、様々な暴力行為をいいます。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考えます。
な	ノーマライゼーション	障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすることです。さらに言えば、障害者や高齢者に関わらずあらゆる人が共に住み、共に生活できるような社会を築くことであり、これは、現代の社会福祉において最も重要な基本理念であるといえます。
は	バイオマス	間伐材や製材のおがくず、剪定枝葉や建築廃材、畜産で生ずる糞尿、下水道の汚水処理場で集められた有機物、家庭の台所のゴミなど生物起源のエネルギー資源の総称で、再生可能エネルギーの 1 つです。燃焼時に二酸化炭素は発生しますが、再び生物に吸収・固定されるため、二酸化炭素の排出は正味でゼロとされ、燃焼によるエネルギー回収で化石燃料を回避することで、二酸化炭素の排出抑制に貢献します。
	（農業用水の） パイプライン化	農業用水の開水路をパイプライン化することにより、周辺水域の水源転換等を行い、用水の安定供給を図るとともに、農業の生産性の向上、農業総生産の向上、農業生産の選択的拡大および農業構築の改善に資することを目的として行われています。
	パブリックコメント	行政機関などの意思決定過程において広く国民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度です。
	バリアフリー	直訳すれば「障壁がないこと」となります。障害者や高齢者などの行動を妨害するような都市・環境・建築物等の物理的なバリア、人間の心理的バリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方が背景にあります。
	PFI	Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。
	ビオトープ	安定した生活環境を持つ野生生物の生息空間のことをいいます。ある特定の生命体（種）だけを集めるのではなく、生態系としての自然界の摂理が機能し、均衡のとれた安定した自然環境を維持していくことが大切です。近年、河川や道路、公園、緑地等の整備においても、生態系の多様性を維持する観点から、多様なビオトープの維持、回復、創出やネットワークづくりなどの取り組みが検討されはじめています。

用 語		用 語 の 解 説
は	封鎖人口 (コーホート要因法)	コーホート要因法による将来の人口推計の仮定の1つで、ある都市における社会移動(転入・転出)がなく、将来の人口は自然動態(出生・死亡)によってのみ増減すると仮定した場合の推計です。
	福祉バス	行政が事業主体の福祉施設を巡回する乗合バスをいいます。料金は無料で、60歳以上の高齢者や身体に障害のある人を利用対象者とすることが多いです。
や	UJIターン	「Uターン」 地方部に居住していた人で、就職等により都市部に定住した人がまた元の地方部に戻って定住することをいいます。 「Jターン」 出身地とは別の地方部に定住することをいいます。 「Iターン」 もともと都市部に居住していた人が、地方部に定住することをいいます。
	幼保一元化	法的に位置づけが異なる保育所(児童福祉施設)と幼稚園(教育施設)の枠組みを超え、保育所と幼稚園の機能を融合し、心身の発達に応じた一貫した継続的な方針に基づき、就学前の子どもへの保育と教育を一体で行うことをいいます。
ら	ライフライン	電気、ガス、上・下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設のことで、現在の都市防災を考える上での重要な視点となっています。
	(各種) リサイクル法	2000年6月に施行された「循環型社会基本法」に基づき、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法(2005年1月施行)」の個別のリサイクル法が次々と制定、改正されています。
わ	ワークショップ	地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法です。参加者が共通して理解できる各種の共同作業や勉強会等を通じて計画づくりを行うため、計画が完成しても地域の人々が積極的に管理を行うなど、地域愛に支えられたまちづくりが可能になります。

《財政計画用語》

用 語		用 語 の 解 説
あ	一般会計	自治体の中心となる会計で、行政を運営するための基本的な経費を計上したものです。これとは別に、特定の事業について個別に処理する特別会計があります。
	一本算定	市町村が合併した場合、合併した新しい市町村は一つのものとして普通交付税の算定をすることをいいます。
か	合併算定替	市町村合併が行われた場合、様々な経費の節減が可能となるため、一般的には基準財政需要額が減少し、その結果として普通交付税が減少すると考えられます。 しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併特例法では、合併後の一定期間、別々の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税額を保障し、合併によって不利益をこうむることのないよう配慮をしています。これを「合併算定替」と呼んでいます。
	合併補正	市町村合併に対する財政支援措置の一つで、行政の一本化や行政サービス・住民負担の格差是正等、合併直後の臨時的経費に対して普通交付税に上乘せられるものです。
	株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得にかかる3%の税金のうち、一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付されるものです。
	起債	「地方債」を参照のこと。
	基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。
	繰入金	他の会計や基金から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足が生じる場合には、財政調整基金の取り崩しを行って繰り入れるなど、弾力的な財政調整を行います。
	繰出金	国民健康保険や介護保険、下水道会計などの特別会計や基金へ繰り出す経費のことをいいます。
	交通安全対策特別交付金	交通安全対策事業の推進にあてるため、道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものです。
	公債費	公共施設等の整備などの建設事業にあたり、借り受けた地方債の元金及び利子の償還額のことをいいます。
	国庫支出金・県支出金	義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事業で、国と地方公共団体が経費を負担しあつて事業をする場合に、国や県から市町村に交付される負担金や補助金のことをいいます。
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税(県税)の一部(70%)が、当該ゴルフ場所在市町村に交付されるものです。
さ	財政調整基金	急激な税収の落ち込みや、災害、緊急の事業に備えるために積み立てられた貯金のことをいいます。
	三位一体改革	地域の自己責任と自己決定に基づいた効率的な行政サービスの提供といった地方分権を推進するにあたって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うことをいいます。
	自動車取得税交付金	自動車取得税(県税)の一部(66.5%)が、市町村道の延長や面積によって交付されるものです。
	使用料・手数料	使用料とは、体育館や文化施設などの施設を使用した場合に徴収するものです。 手数料とは、住民票や印鑑登録証明の発行などのサービスに要する経費に対して徴収するものです。
	諸収入	他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入などがあります。
	人件費	議員や各種委員の報酬、特別職や職員の給与、地方公務員共済負担金、退職金として支払われる経費のことをいいます。

用 語		用 語 の 解 説
た	地方交付税	地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて地方税収入が不足する都道府県や市町村に対し、その差額を埋めるために国から交付されます。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税がある。
	地方債	公共施設等の整備などの建設事業にあたり、長期的に資金を借り受ける借入金のことをいいます。また、地方債を借りることを起債といいます。
	地方消費税交付金	消費税(5%)は、本来の消費税(国税 4%)と地方消費税(県税 1%)として徴収されます。地方消費税の1/2が人口、従業者数で按分し県から市町村に交付されます。
	地方譲与税	国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税です。市町村道の延長や面積などによって譲与され、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等があります。
	地方税	地方税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の「普通税」と、入湯税等の「目的税」があります。
	地方特例交付金	恒久的な地方税の減税に伴う減収の一部を補てんするために国から交付されるものです。毎年度減収見込額の4分の3相当が地方公共団体へ交付されます。
	積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます
	特別交付税	特別交付税は、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるもので、例として、災害など突発的で全国的に影響が大きいものが対象とされます。
は	配当割交付金	配当等にかかる3%の税金のうち、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から市町村に交付されるものです。
	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず支給される経費のことをいいます。
	普通会計	各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。
	普通建設事業費	道路や橋梁等の社会基盤、学校等の公共用施設の整備など、建設事業に要する投資的経費のことをいいます。
	普通交付税	「地方交付税」欄参照
	物件費	消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、消費的性質の経費のことをいいます。
	分担金及び負担金	地方公共団体が行う特定の事業によって利益を受ける者から徴収するもので、保育園や老人福祉施設等入所者の負担金が代表的なものです。
	補助費等	各種団体等に対して支払われる負担金や補助金などのことをいいます。
ら	利子割交付金	利子課税は、所得税と利子割として徴収されます。利子の一部が、個人県民税の収入率の割合で県から市町村に交付されます。
	臨時財政対策債	地方交付税の減額分を補うための借入金で、その償還に要する経費は全額地方交付税で補てんされます。